



広島大学文学部紀要
第五五卷特輯号一

(一九九五年十二月)

広島大学蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記

野間文史

広島大学蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記

野間文史

目次

一	はじめに	1
二	広大本「周易正義」の形式	2
三	現存する舊鈔本「周易正義」	6
四	【周易正義】の校勘記	13
	(一) 阮元「周易注疏校勘記」	13
	(二) 海保漁村「周易校勘記舉正」	16
	(三) 劉承幹「周易單疏校勘記」	19
	(四) 長沢規矩也「周易校勘記補遺(一)」	21
	(五) 馬光宇「周易經文注疏考證」	22
五	広大本「周易正義」の内容の検討	24
	(一) 広大本と単疏刊本との相違	25
	(二) 広大本の注記「印本」	32
	(三) 金沢文庫旧蔵「周易正義」	34
	(四) 唐鈔本「禮記正義」	36
	(五) 広大本伝承の古いテキスト	40
	(六) 標起止	47

六 まとめ 52

附篇一 広大本周易正義校勘記 56

附篇二 周易要事記（解題・本文） 79

附篇三 周易命期秘傳略（解題） 92

〔補記〕本稿の概要は「日本中國學會報」第四十七集（一九九五年）に発表したが、紙幅の都合により、論証の資料や先学の研究成果の紹介等、省略した部分が多い。本稿ではこれらを本に復し、論証の根拠となるべき「校勘記」を附篇一に収めている。また「広大本周易正義」に附冊されている「周易要事記」と「周易命期秘傳略」の解題を、それぞれ附篇二・三として附載した。

一 はじめに

本稿は広島大学附属図書館所蔵の舊鈔本「周易正義」十四卷の解題に、この舊鈔本と「南宋単疏刊本」とを対校した結果をまとめた「広大本周易正義校勘記」（附篇一）を併せたものが、その主たる内容である。果たしてこの書物がいかなる系統に属するものであるのか、それを解明したいというのが本稿を草した動機でもあり、また目的でもある。そのことを検討する過程において、「周易正義」とその校勘をめぐる先学のいくつかの業績についても言及したいと思う。

なお、かつて戸田豊三郎博士は「周易注疏諸本考」（『東洋文化』復刊第九号 一九六四年 「易經注釋史綱」所収 風間書房 一九六八年）において、すでにこの舊鈔本を調査の上、さらに「周易注疏」諸版本を解説された後、次のような四箇条の結論を述べておられる。

- (一) 現行本文九卷の注疏諸本の祖板とも言うべき十行本は明人の臆改を蒙つて、十三卷注疏本より價值が低いこと。
- (二) 十三卷注疏本は足利學校藏宋刊本を第一とすべく、常熟瞿氏藏刊本を次とすること。
- (三) 疏に就いては、十四卷單疏を重んずべく、南宋刊本と我が舊鈔本とは互に出入があること。
- (四) 我が舊鈔の本づくところは北宋刊本か、李唐傳鈔のものもあろうが、之を定める資料が未だ少いこと。

本稿に関連するのは(三)(四)であるが、ここにいう「我が舊鈔本」とは、広島大学蔵舊鈔本（以下適宜「広大本」と略称する）のみを指すものではなく、三章において詳述する諸舊鈔本を広く意味するものであるが、いずれにしても戸田博士は、「北宋刊本か李唐傳鈔か」についての断定は留保し、極めて慎重な態度を示された。しかも遺憾なことに、その考証の詳細についての記述が無い。

そして、三十年前と現在とでも、その資料の状況にそれほどの違いは無いものの、このたび筆者がこの書物と「南宋単疏刊本」とを全書に亘って校合した結果、「この舊鈔本は刊本以前の李唐鈔本の系統を引くものである」との仮説を、ここに敢えて提出することにした。以下はそう考えるに至った経過報告である。大方の御教示を賜われれば幸いである。

一 一 広大本『周易正義』の形式

この舊鈔本『周易正義』は、天文十二年(745)、すなわち室町時代末期に書写されたもので、『周易正義』を全八冊に分冊し、さらに『周易正義』とは別の書物二冊を付録として、一函に収められている。その具体的な巻次第と内容は以下の通り。いわゆる「単疏本」、つまり經文・注文を含まぬ「正義単行本」である。これが唐代の『周易正義』の本来的体裁であることは申すまでもない。

第一冊	周易正義序	八論	14葉
第二冊	周易正義卷第二	乾卦	32葉
第三冊	周易正義卷第三	坤卦から 訟卦まで	28葉
第四冊	周易正義卷第四	師卦から 同人卦まで	27葉
第五冊	周易正義卷第五	大有卦から 剝卦まで	33葉
	周易正義卷第六	復卦から 離卦まで	27葉
第五冊	周易正義卷第七	咸卦から 解卦まで	30葉

周易正義卷第八	損卦から 革卦まで	29葉
第六冊 周易正義卷第九	鼎卦から 豊卦まで	22葉
周易正義卷第十	旅卦から 未濟卦まで	26葉
第七冊 周易正義卷第十一	周易繫辭上第七	22葉
周易正義卷第十二	聖人有以至如蘭から	22葉
第八冊 周易正義卷第十三	周易繫辭下第八	30葉
周易正義卷第十四	周易説卦第九。周易序卦第十。雜卦第十一	14葉
第九冊 周易要事記		9葉
第十冊 周易命期秘傳略		28葉

丹表紙(二六×二〇・六糎)、五針眼訂法によって八冊に分冊され、「周易正義 幾」と外題。なお第九冊は「周易正義 要事記」、第十冊は「周易正義 命期秘傳略」と外題されている(なおこの二書については、附篇二・三を参照されたい)。

第一冊の「周易正義序」と巻第一の「八論」は、単辺(二〇×一六・七糎)有界、毎半葉十行、毎行十七字。第二冊以降には界欄が無く、字面高さ約二〇糎で、毎半葉十二行、毎行二十字、経・伝・注文(おおむねは標起止)と正義文とはともに大字である。

第一冊は首に「周易正義序」、以下にその文章が三葉表までであり、次いで三葉裏の第一行に「周易正義卷第一」、二行目に「(低一格) 國子祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔穎達奉勅撰定」(巻第二以下無定字)、三行目に「八論」、四行目に「自此分爲八段」、次いで八論の本文。巻末に「周易正義八論之終」と尾題する。ちなみに「南宋單疏刊本」では、「自

此分爲八段」と八論の本文との間に、八論の題目が「第一論易之三名」から「第八論誰加經字」まで八行に亘って列挙されている。

第二冊の第一行は「周易正義卷第二」、第二行は「(低一格) 國子祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔穎達奉」とあって、この巻のみ「勅撰」二字を欠いている。そして第三行から「正義」の本文であり、「三三三 乾元亨利貞」、第四行「正義曰……」へと続く。卦画は木印ではなく、手書き。但しこの「乾卦」のみ卦画の下に「乾下乾上」とあるべき双行四字を欠いている。また以後の卦では、「正義曰」の上に二字空格をして、そのまま「卦辞」本文に「正義」本文を続けるのが通例である。そして巻末に「周易正義卷第二」と尾題する。ちなみに尾題の後に字数の記載の無いのが注目される。そして全書を通じて朱点(巻第一を除く)。朱引・墨筆訓点を附し、行間には和注・異本(イ)・印本との校字が有る。また上層にも書入が有り、ままた「程伝」・「本義」・「廣韻」・「互注」・「勺」・「毛晃」・「韻會」・「説文」等を用し、さらには積音を施すことが多い。乾卦の卦辞「元亨利貞」の「貞」字を唯一の例外として、欠画は全書を通じて存在しないことを付言しておこう。

なお、第一冊・二冊・五冊巻末にそれぞれ

第一 天文十二癸卯曆九月十八日一条烏丸於柳原亭書之訖 □□□□經 春秋三十二才

花押

同十九日朱就(朱書)

第二 天文十三甲辰正月九日朱就(朱書)

第五 天文十二癸卯曆十二月廿六日朱就(朱書)

という識語の記載が有る。どういいうわけか書写者の名前が削り取られており、最後の一字だけが「經」字に判読できる。

残念ながら花押からもその人物を特定できなかった。

また第九冊「周易要事記」と第十冊「周易命期秘傳略」の巻末にも以下のようにそれぞれ

天文十四乙巳夷則上七傳易之後書之 □□□□□□
印

天文十四年乙巳五月四日（乙丑金曜）莊巖道場本經始之同廿二日癸未本卦傳受之（一）内は朱書

同六月二日癸巳（金曜）著傳受之同八日己亥命期相傳平 印

天文十三甲辰曆三月廿八日於一条烏丸書之 □□□□□□經 生年三十三才 花押

という識語が有る。これによって「周易正義」とほぼ同時期に「周易要事記」と「周易命期秘傳略」の両書も書写されたものであることが分かる。

第一冊・第二冊の全体、そして部分的には、第三冊の巻第三の十七葉の裏、巻第四の十七葉の裏、第四冊の巻第五の十七葉の後半六行、巻第六の十四葉以降巻末に至るまで、そして第九冊「周易要事記」並びに第十冊「周易命期秘傳略」、さらに全書を通じての訂正加筆の部分とが同一人の筆に成るもので、これがおそらくはこの鈔本の持ち主だと想像される。第三冊以後は巻毎に書写者が異なるものようである。但し補配本ではあるまい。なぜなら全冊を通じて紙質が同じものであり、また同一葉の途中で、甚だしきは同一行の途中で書写者が変わっている箇所が有り、さらには朱点・朱引に一貫性が見られるからである。ただし短期間に多人数によって分担して書写したものであろう。そういう事情にもとづくものであろうか、書写者によっては、いささか丁寧さを欠いた巻も有るようだ。また日頃は版本にのみ接して鈔本に不慣れた筆者にとつて、略字・異体字・踊り字等の多用が非常に気にかかった、というのが率直な感想で

ある。

三 現存する舊鈔本『周易正義』

さて周知のように唐の孔穎達奉勅撰『五經正義』、またこれに『周禮疏』・『儀禮疏』を加えた『七經疏』、さらに下つて『十三經注疏』についての主たる版本は大略次のように刊刻されている。したがって今ここで問題としている広島大学附属図書館所蔵の舊鈔本『周易正義』十四巻がこれらのうちのいずれからの鈔本であるのか、これを明らかにするのが本稿の目的ということになるわけである。

単疏本

I 唐代写本

II 北宋・国子監本 五經正義は端拱元年から淳化五年 (988—994)

III 南宋・覆国子監本 南宋初 周易正義は乾道年間 (1165—1173)

經注疏本

IV 南宋・越刊八行本 乾道・淳熙・紹熙・慶元年間 (1165—1200)

經注疏附積音本

V 南宋・宋刊十行本 紹熙三年から嘉定十七年 (1192—1224)

VI 明・正徳十行本 正徳年間 (1506—1521)

VII 明・閩本(嘉靖本) 嘉靖十一・二年から十五・六年 (1532—1537)

- Ⅷ 明・監本(万曆本) 万曆十四年から二十一年 (1586—1593)
- Ⅸ 明・毛本(汲古閣本) 崇禎元年から十二年 (1628—1639)
- X 清・殿本(乾隆本) 乾隆四年 (1739)
- XI 清・阮本(嘉慶本) 嘉慶二十年 (1815)

先ず最初のⅠ「唐代写本」であるが、現在その存在が確認されているのは、後の第五章で詳述する『禮記正義』の曲禮篇残卷、『毛詩正義』の秦風残卷、そして敦煌本『春秋正義』の哀公篇残卷であることはよく知られているところである。ところが『周易正義』にも唐鈔本が伝えられていることが、近時、台湾・中央研究院の黃彰健氏の論考によって明らかにされた。遺憾ながらわずかに「賁」卦の一部を伝えるのみの残卷であるという。(なおこの写本については本稿最後尾で言及する。)

続くⅡ「北宋・国子監本」は全く現存していない。ごく最近に至るまで北宋刊本だと見なされていたものも、実はすべて南宋刊本であったということが、たとえば阿部隆一氏の諸論考によって明らかにされている(『阿部隆一遺稿集』第一巻等)。そしてそのⅢ「南宋・覆国子監本」は、Ⅱ「北宋・国子監本」を覆刻したもの、或いはその相似の翻刻であると言われているが、後述するように、問題はⅡとⅢとの間にどれほどの懸隔があったのか、というのが本稿の結論にとって重要なポイントのひとつになってくるのである。なお幸いなことに『周易正義』には、この版本が完存している。またⅣ「南宋・越刊八行本」も、やはり後述するように、『周易注疏』としてほぼ完全に近いものが二部現存している。次いでⅤ「南宋・宋刊十行本」については、意外なことに、南宋刊本であることが確認されているのは、わずかに『毛詩正義』と『春秋正義』の両書のみで、それ以外は元刊明修本であるという(長沢規矩也氏「正徳十行本注疏非宋本考」)。Ⅵ以下はすべて現存している。そして最後の「阮本」が現在最も流布する版本であることは周知のことであろう。

ところで我が国においては、右に述べたような諸版本とは異なった、もしくはこれら諸版本との継受関係がいまだ明確にされていない『周易正義』十四卷本（つまり「単疏本」形式）の舊鈔本が数多く伝えられていることは、早くも江戸時代から知られていた事実であった。たとえば江戸末期の著名な書誌学者渋江全善（拙齋 1805-1888）と森立之（枳園 1807-1855）との共著に係る『経籍訪古志』には、「周易正義十四卷」として、以下に挙げるような六種類の舊鈔本が著録されているのである。

應永年間 (1394-1427)	抄本	求古樓藏	9行21字
永祿年間 (1558-1569)	抄本	求古樓藏	8行17字・8行21字
永祿年間 (1558-1569)	抄本	柴邦彦家藏・竹陰書屋藏	12行20字
元龜年間 (1570-1572)	鈔本	渋江氏柳原書屋藏	13行20字
天正年間 (1573-1591)	鈔本	求古樓藏	17行25字
天正壬午十年 (1582)	鈔本	昌平學藏	11行20字

そしてこれらのうち前二通は経文が大書され、「正義」は分注されており、これに対して後四通は「正義」が経文と同じく大書されているところから、前者は唐本の遺制であり、後者は北宋本を臨書したものである、という解説がなされている。ちなみに「求古樓」とは江戸時代の考証学者狩谷望之（椽齋 1775-1835）の書室の名である。なお「広大本」は右の六種とは別の鈔本であるが、形式が後者に近いものであることはいうまでもない。果たして北宋刊本を臨書したものであろうか。

また、ほぼ同時期の近藤重蔵（正齋 1771—1821）『正齋書籍考』にも「舊鈔本周易正義」に関して、次のような記述が見える（一）内は小字双行の自注）。

周易正義古鈔真本十四卷、世時ニ傳本アリ、予亦古鈔數通ヲ珍儲ス、大永永祿ノ寫本アリ、又清家ノ傳本アリ、寫樣小異同アリ、卷首ニ唐高宗永徽四年長孫無忌等上五經正義表アリ（注疏本ニ此表ヲ闕ク）、次ニ孔穎達序、其次行直チニ周易正義卷第一國子祭酒（中略）臣孔穎達奉勅撰定トアリ、是卷子本ノ遺制ナリ、其次行ニ八論アリ、其次卷周易正義卷第二トアリ、是正義分卷ノ式ヲ見ルベシ、……

書中ニ經注全文ヲ書セス、唯經並ニ注トモ某字ヨリ某字ニ至ルト標記シテ、下承クルニ正義曰ノ二字を以ス、餘ハ概見スベシ、此本モトヨリ卷子ノ寫樣ニシテ、宋ノ孔維板行ノ標無キヲ以テ、彌李唐ノ傳本ナルヲ信ス、

これによると、近藤正齋は大永（1521—1527）・永祿（1558—1569）年間の写本のほかに、清原家の伝本等を所蔵していたようである。彼はただ「宋ノ孔維板行ノ標無キヲ以テ」ただちに「李唐ノ傳本ナルヲ信」じているわけであるが、果たしていかなるものであろうか。内容への言及が無いのはやはり不備といわねばなるまい。

さらにまた、後述する海保元備（漁村 1798—1866）は、所蔵の舊鈔単疏本と阮元『周易注疏校勘記』とを対校して『周易校勘記舉正』一卷を著作しているが、島田翰（1879—1914）『古文舊書考』によれば、海保漁村が手に入れたのは大永年間（1521—1527）の鈔本であったということである。ちなみに『古文舊書考』には漁村の『周易校勘記舉正』の要所がほぼ引用されている。そして島田自身も貞和年間（1345—1349）の鈔本を所蔵しており、これについて次のように記述しているのである。

正義同經文大書、每葉十五行、行二十四字、貞玄等字、間闕其末筆、蓋正義單行之書、多是十五行、而又有避諱可
以徵之、其出於宋本也審矣、

つまり島田翰は、その所蔵舊鈔本を「宋本」に出るものだと見なしているわけである。ただ、北宋刊本か南宋刊本かに
ついでの言及はない。

○

さて、以上に紹介した多くの舊鈔本の今日の所在はどうなっているのか。我々がこれを知るには、阿部隆一氏の労作
「本邦現存漢籍古写本類所在略目録」(阿部隆一遺稿集「第一巻」)を見るにしくはない。これによると、昭和三十年代後
半までに阿部氏がその所在を確認された『周易正義』の鈔本は以下の通りである。他の『五經正義』等に比べると、意
外なほどに多くの鈔本が伝えられていることが注目される。我が国における『周易正義』、というよりはむしろ『周易』
の受容には、何か特別な事情が有ったのであろうか(ちなみにその他のものを阿部氏の目録によつて検すると、『尚書正義』
は二種類、『毛詩正義』は四種類、ただし部分のみ。『春秋正義』・『禮記正義』・『周禮疏』・『儀禮疏』はそれぞれ一
種類である)。

周易正義一四卷	存卷五・九	(鎌倉)写	金沢文庫旧蔵	五	彰考
同		(室町末)写		七	内閣
同	欠卷五・六	(室町末)写	清原家旧蔵	三	龍門
同		(室町)写		五	仁和
同		(室町)写		一	日光天海

同	存序・卷一	〔室町〕写	一	蓬左
同	存卷二・一〇	〔室町〕写	一	静嘉
同	存卷五―七	〔室町末〕写	一	東急
同	存序・卷一	〔室町末〕写	一	東急
同	存序・卷一	天正一二写	一	東急
同		〔室町末〕写	三	京大
同		〔室町末近世初〕写	七	人文
同	有欠	元亀二写	五	慶応
同		〔室町〕写	七	武田
同	附周易要事記・周易命期略秘伝各一卷	天文写	十	広大

ご覧の通り我が「広大本」も最後部に著録されていることが分かる。

そしてさらに阿部氏は、台湾の故宫博物院にもその調査の手をのぼしておられ、その貴重な成果である「中華民國国立故宫博物院蔵楊氏觀海堂善本解題」〔増訂中國訪書志〕所収〕には、次の六種類の「周易正義」舊鈔本の存在を確認されている。

周易正義一四卷	〔室町〕写	水野忠央旧蔵	七	14行20字
同	〔室町〕写	渋江抽齋旧蔵	七	13行20字
同	〔室町〕写	森立之旧蔵	七	12行20字

同	(室町) 写	伏原家旧蔵	一四	8行21字
同	(室町) 写	狩谷椽齋旧蔵	三	8行17字・8行21字
同	存卷七―一二(室町) 写	森立之旧蔵	三	12行20字

ちなみに「觀海堂」とは、明治六年、駐日公使の黎庶昌に随伴して来日し、我が国に伝存する古鈔本・古刊本を広く捜求した成果の一部を、後に「古逸叢書」として紹介するのに大いに貢献し、また「日本訪書志」・「留眞譜」等著作した楊守敬(1839-1915)の書屋の名称である。この六種類の「周易正義」舊鈔本も、その際、楊氏が購入し帰ったもの。このうち狩谷望之旧蔵本が、後に清末から民国にかけての著名な蔵書家である劉承幹によって「嘉業堂叢書」のひとつとして刊刻されたことについては、次章第三節で詳述する。

いずれにしても、江戸時代までにその存在が確認されていたもののうち、現在ではその所在が不明となってしまうもの、それ以後に発見されたもの、台湾に渡ったもの等、さまざまである。そして、「広大本」の存在は阿部氏の目録に初めてその著録が見えるものである。昭和二十八年に広島大学に購入されているが、その来歴等については残念ながら不明である。

以下、次章においては、「広大本」の内容の検討に入る前の準備作業として、「周易正義」の校勘記を作成した先学の業績を振り返ることとしよう。その過程で、「広大本」の占める位置を探る手がかりをいささかなりとも得たいというのが、そのねらいである。

四 『周易正義』の校勘記

(一) 阮元『周易注疏校勘記』

さて嘉慶十一年(1806)、阮元によって文選樓より刊刻された『宋本十三經注疏併經典釋文校勘記』二百四十五卷が、清朝考証学の成果のうちでもとりわけ大きなもののひとつであることは申すまでもない。阮元がさらにまた九年後の嘉慶二十年に『重刊宋本十三經注疏』四百十六巻を刊行した功績もまた高く評価すべきものである。そしてその際、これに虚宣旬による摘録本「校勘記」が附載されていたことが、「阮本」の広く流布した一因として挙げられるであろう。

ところでこれらの十三種類の校勘記うち、これから問題にしようとする『周易注疏校勘記』については、実は後世の評価があまり芳しいものではない。十三經の中でいちばん劣るとさえ言われているほどである。江蘇元和の生員、李銳(1768-1817)が『周易注疏』を担当したということであるが、その評価の低いことの主たる原因は、ひとえに校勘に利用した資料の不備によるものといつてよからうか。阮元の序文によると、「單經本」としては「唐石經」、また「單注本」としては「岳本」・「古本」・「足利本」の他に、

單疏本

宋本 據錢遵王校本、案錢跋有單疏本一、單注本二、注疏本一、今不復能識別、但稱錢校本、

注疏本

影宋鈔本 據餘姚盧文弨傳校明錢孫保(保孫に作るは誤り)求赤校本、今稱錢本

宋本 據七經孟子考文補遺

十行本 凡九卷附音義一卷無略例

閩本 凡九卷附略例一卷音義一卷

監本 與閩本同

毛本 凡九卷無略例音義

を利用したということであるが、「単疏本」については、「錢遵王校本」が「單疏本」・「單注本」・「注疏本」を全く区別しておらず、これを「識別する能はざる」ものであったというのであるから、果たして錢氏が「單疏本」を精査していたかどうかは極めて疑わしい。そしてまたここにいる「影宋鈔本」と「宋本」とは、実は「八行本」を指しているのであるが、前者は「錢本」、後者は「七經孟子考文補遺」を通じての利用である。さらに「十行本」も明の「正徳十行本」だということ、結局、三章冒頭に掲げた諸版本のうちで、阮元が実見し得たのはVI以下のものに過ぎず、III・IVはともに関接的利用であったということになる。その低い評価が生じるのも無理ならぬところであろうか。後述するような「周易注疏校勘記」に対する数種類の補正本が出てくる所以である。

○ そこで次に阮元校勘記を補正した諸書について述べるのであるが、その前に、阮元が見るに及ばなかった「單疏刊本」と「八行本」とについて、予め若干の説明をしておいた方が、本稿後半の理解には都合がよいであろう。

先ずは「單疏刊本」である。すでに述べたように、現存の「單疏刊本」には北宋刊本が存在していないのであるから、「周易正義」の場合とても例外ではなく、これが南宋刊本であることについては、つとに阿部隆一氏が、欠画が南宋諸帝の廟諱に及んでいること、刻工名が紹興年間から降つては寧宗の慶元年間に亘っていることから、その刊刻が孝宗朝であると断定されたところである（「金沢文庫旧藏鎌倉鈔本周易正義と宋槧單疏本とについて」 金沢文庫研究二四一号 一

九七六年 『阿部隆一遺稿集 第一卷』所収。

そして問題は、この書物の存在が久しく知られていなくて、世間に公開されたのはやっと民国二十三年（1934）のことであつたという事実である。その間の事情を、やはり阿部氏が極めて要領よく説明しておられるので、これを以下に紹介しよう。

しかし一方清後期には宋刊单疏本が秘かに伝来していることが知られ出した。阮元の周易注疏校勘記の引拠各本中に用いられた錢遵王校本には单疏本の参照があつたと云われ、盧文弨校明錢孫保校本が宋刊单疏本を用いているからである。しかしその宋刊本の所在は知るを得なかつた。そのうち程恩沢撰「程侍郎遺集」中の記事から徐星伯家にそれが伝存したことが知られた。その本が世に紹介されざるうちに、程家から長沙の何氏を経て徐梧生家に帰したことが清末に確認されるに至つた。しかし梧生は堅く之を秘して人に示すことがなかつた。梧生の歿後、清末民初の大蔵書家にして書誌学の第一人者であつた傅增湘が民国廿三年（昭和九年）終にこの曠世の奇宝を入手し、ついで翌年我が国が当時北京に設置していた北京人文科学研究所がこの傅氏蔵单疏本を傅氏の跋文と共にコロタイプ影印に附して世に紹介し、以て学界多年の渴望を癒すに至つた。この海内孤行の傅氏蔵本は戦後北京図書館の公蔵に帰している。

現在ではこの「北京人文科学研究所影印本」もまた稀覯の書物となつてしまつたが、幸いにも嚴靈峯編輯「易經集成」（台湾・成文出版社 一九七五年）に収録されており、我々は容易にこれを見ることが出来る。巻首に「五經正義表」を冠した完本である。

次に「八行本」について。現在「八行本」には二本の存在が確認されている。その一つは足利文庫所蔵の国宝「周易

「注疏」十三巻である。かつては南宋の著名な詩人陸游（放翁 1125—1209）の第六子、陸子通の蔵本であったといわれ、我が国に将来されて後、上杉憲忠によって足利学校に寄進されたものである。この書物はまことに残念なことに巻首「表・序・八論」を欠いている（それゆえに十三巻になった）ものの、南宋の紹興乾道年間に、両浙東路茶塩司から刊刻された最初の經注疏合刻本であり、「単疏本」の旧式に従い、「単疏本」の巻次第をそのままに継承している。山井鼎「七經孟子考文補遺」にいわゆる「宋板」、「周易注疏校勘記」にいわゆる「宋本」がすなわちこれである。この版本もまた汲古書院の影印本（一九七三年）によって容易に見ることが可能となった。ちなみにこれは戸田博士の論考が発表された後のことに属する。

もう一つの伝存本は、かつて明の孫景芳の蔵本であったものが、その後次々と主を代え、清の陳鱣・瞿氏鐵琴銅劍樓等を経て、現在では北京図書館に収蔵されているものである。ただ、この書物には宋・元の逋修が加えられており、しかも巻首「表・序・八論」と巻一（乾卦）は、陳鱣が錢孫保伝鈔本によって補写したものである。これは「古逸叢書第三編」に収録されたということであるが、近時（一九八八年）、北京・中華書局より廉価な小型影印二冊本として出版されたのはまことに有難い。

そこで、筆者がこれを足利本と対照してみるに、陳鱣が錢孫保伝鈔本によって補写したという巻一に限ってみても、足利本とは少なからぬ徑庭が有り、その他の巻についても、改悪された部分が若干例見出されるようである。「八行本」はやはり「足利學校藏宋刊本を第一とすべく、常熟瞿氏藏刊本を次とすること」という戸田博士の結論は鉄案というべきであろう。

（二）海保漁村「周易校勘記舉正」

さて阮元校勘記の補正を試みた早い時期のものに、海保漁村（1798—1866）『周易校勘記舉正』（自筆稿本は静嘉堂所蔵）『日本儒林叢書』三編、鳳出版の復刻版では第十四卷に収められる）が有る。その際の対校の資料が所蔵の舊鈔單疏本であったことは、本稿の目的にも一致するもので、筆者にとつては極めて興味深い。しかもその序には、この書の著作目的と価値とが以下のように述べられている。やや長文に亘るが、阮元『校勘記』の弱点を的確に衝いたものなので、以下にこれを紹介したい。

阮氏元の十三經校勘記を作るや、稱すらく、單行の疏、今僅かに儀禮・穀梁・爾雅を存するのみにて、他經は多く亡ぶ、と。周易に引據せる書目を閱するに及び、又た「單疏本」有るを載せ、標して「宋本一、今復た識別する能はざれば、但だ錢校本と稱す」と曰ふ。始めて讀みて此に至り、以爲へらく、所謂「錢校本」とは必ずや其れ「單疏」を以て相比校せしものなり、と。遍ねく通篇を檢するに及び、其の専ら「單疏」を指し引くものは、僅かに乾象内に一見するのみにて、餘は皆な復た識別する能はざれば、則ち又た以爲へらく、所謂「單疏」とは、「宋注疏本」と亦た甚だしくは徑庭せず、と。

舊鈔單疏を獲て之を校するに追ひては、則ち其の異同紛然として「錢校本」の外に出づるを疑ふもの、何ぞ其れ夥しきや。意ふに、所謂「單疏本」なるものは、錢氏蓋し偶たま一たび寓目せるのみにて、未だ點校を経ざりしなり。阮氏の校書の時に當たりては、則ち此の種は已に絶響に屬す。是に於て僅かに其の目を卷首に存するのみ。猶ほ「七經考文」所引に據り、直だ「宋本」と標するも、實は未だ始めより目撃して之を檢尋せず。

今詳しく點勘を加ふるに、其の據りて以て今本の訛を訂し、阮氏の未だ道はざるの遺を補ふべきものは、蓋し僕を更ふるも罄す能はざるもの有り（数が多いこと一筆者注）。しかも盧文弨・浦鏜・孫志祖の輩の、意を以て私改せるの陋も、亦た皆な灼然として辨すべきこと、譬へば日星を掲げて以て行き、明らかなること照らさざる莫きが如

し。豈に亦た愉快ならずや。蓋し是の本無ければ、則ち校勘記の作らるるや、吾れ其の已むを得ざるを知る。是の本有りては、校勘記は復た作らざるべし。遂に其の字句の大なるものを條舉し、以て是の本の卓然として據るべきを示す。名づけて『周易校勘記舉正』と曰ふ。

嗟夫、是本、天壤の間に在りて、周易正義十四卷は始めて一の凝滞無し。正義十四卷に一の凝滞無くして、王注始めて得て讀むべし。王注讀むべくして、しかる後に兩漢先儒の義詁、亦た以て遡洄（さかのぼること）して之に従ふを得。豈に更に偉ならずや。聞くならく、又た應永間抄本・永祿間抄本有り。若し比較して以て一是に従ふを得ば、抑そも亦た善の善なるものなり。跂だちて予之を望む。

これによると、阮元『校勘記』にいう「錢校本」が「単疏本」を精査したうえでの校本ではないこと、阮元『校勘記』に引用された清儒盧文弨（『周易注疏校正』）や浦鏜（『十三經注疏正字』）、そして孫志祖等の臆改の存在が指摘されている。そして漁村は舊鈔本の優れた点を、「是本、天壤の間に在りて、周易正義十四卷は始めて一の凝滞無し」とまで高く評価するのである。ただその跋文に、「其の傳録、果たして唐時の古本より出づるものなるか、北宋刊本より鈔せしものなるかは、皆な未だ知るべからざるなり」と述べるように、筆者が本稿で問題としている点については、やはり慎重にも断定を避けている。「単疏刊本」を見ていないことからすれば、それはむしろ当然のことというべきであろう。

そこでいま筆者がこの校勘記を瞥見してみると、その校勘一百九十八条のうち、漁村が特筆大書する所蔵本の佳処とされる例も、「単疏刊本」に一致するものが四十四例見出されるし、さらにその中には「八行本」にも一致するもの二十八例を含んでいる。ただ「単疏刊本」・「八行本」に符合せず、「広大本」にのみ一致するものが七十八例も数えられるのは注目すべき点で、この事実からすると、我が国伝来の舊鈔本に共通する祖本の存在が予想されるのである。

なお漁村はこの校勘に際しては、主として「毛本」と対校したようであり、阮元『校勘記』を見てゐることは勿論である。

が、どうやら「嘉慶二十年刊阮本」は見るに及んでいないようである。そして「海保本」独自の佳処として掲げたものうち四十例は、「広大本」とも、後述の「嘉業堂本」とも符合しないもので、果たしてこれらが正しいものであるのかどうかを判断するのは難しい。むしろ誤っている方が多いのではあるまいか。またこの「海保本」は他の舊鈔本に比べて、「毛本」と一致する箇所がやや多いように思える。舊鈔の中でも「広大本」よりは後時のものでないか、というのが筆者の予想である。

(三) 劉承幹「周易單疏校勘記」

嘉業堂校刊「周易正義」は、三章に既述の楊守敬が日本より持ち帰った舊鈔本のうち、もと狩谷望之の求古樓蔵本であったものを、呉興の劉承幹が民国三年(1914)に出版した「嘉業堂叢書」中のひとつである。当時「單疏刊本」の存在は知られていたものの、いまだ徐梧生の文字通りの秘蔵本であった。劉氏はこれを見ることができないのを遺憾として、この舊鈔本を刊刻することにしたのだという。そして同時に、これに「周易單疏校勘記」二巻を附したことは高く評価すべきであろう。「周易正義」を読むに当たっては、阮元校勘記とともに是非とも座右に置くべきものである。

ただ、八百四十余条にも及ぶ詳細な校勘記も、主として「阮本」との対校に終始しており、「單疏刊本」を見ていないのはやむを得ないことながら、「八行本」をも参観していないのが惜しまれる。たとえば劉承幹の手に成る跋文において、「此の書無くば、則ち人之を知る無し」として挙げたこの書の佳処の四例、

觀卦脱去二十四字

咸卦脱去八十九字

遯卦脱去七字
艮卦脱去六字

のうち、前の二例の長文の脱字についていえば、「単疏刊本」でも、そしてまた「八行本」でも脱去していないものである。したがってこの二例は「十行本」の段階で脱落したものであろう。ただしこれに対して後の二例は、「単疏刊本」にもまた「八行本」にも見えないもので、しかもこれが「広大本」にのみ存在するのが注目されるのである。先に「我が国伝来の舊鈔本に共通する祖本の存在が予想される」と述べたことが、この例にも当てはまるといえようか。

もつとも劉氏の跋文によれば、舊抄本には譌字・破体が多く、また同一文字が重なる場合は躍り字で代用するなどの、鈔本にありがちな形式を不満とし、その翻刻に際しては「日鈔を奉じて金科玉律と為すを得ず」として早く改めたという。その結果は、本来「序・八論」は毎葉八行、毎行十七字、卷二以後は毎葉八行、毎行二十一字であった原本の体裁が、すべて毎葉十一行、毎行二十一字に組み替えられているのである。しかも標起止ごとに改行を施しており、これによつて本文が読み易くなったのは事実であるが、おそらくは原本の様式ではあるまい。すでに戸田博士が「ただ筆者の檢したところでは、何處まで正確に我が古鈔本をそのままに傳えているか、疑われる節がある」と述べておられるように、筆者もまた、この刊本には意を以て改めた箇所が有ることを多々指摘し得るし、また誤刻も少なからず有るように思う。利用に際しては注意を要する。

なお筆者がこれを瞥見しての印象では、「嘉業堂本」もまた「海保本」と同様に、「広大本」よりはやや後時の鈔本のように見える。そのことは必ずしも書写年代、すなわち「広大本」が天文十二年(1543)の、「嘉業堂本」が永祿年間(1558-1569)の書写本であるところからいうのではない。たとえば「嘉業堂本」には、「広大本」に傍注として書き込まれたものを、本文と見誤っている箇所が見出されるからである。

ちなみにこの劉氏嘉業堂本「周易正義」も「易經集成」に収録されており、また近時（一九八七年）、北京・中国書店から小型影印二冊本として出版されて、容易に入手することができることとなった。

（四）長沢規矩也「周易校勘記補遺（一）」

次いで長沢規矩也氏「周易校勘記補遺（一）」（『書誌学』第五卷第四号 一九三五年 「長沢規矩也著作集」第一卷所収）は、静嘉堂文庫所蔵の舊鈔本「周易正義」残巻を阮元校勘記と対校したもので、海保漁村「周易校勘記舉正」・嘉業堂「周易單疏校勘記」をも参観してすこぶる周到であるが、「單疏刊本」への言及が無いのはどうしたことであろうか。またいかなる事情によるものか（二）以降は発表されておらず、この（一）では「阮本」の巻二・三に相当する部分のみであるのが惜しまれる。

ただ舊鈔本の価値について述べた「序言」は、本稿にとつても極めて重要な意味を持つものなので、これを以下に紹介したい。

本邦には、宋刊單疏本が往々存すれど、其他に舊鈔本の傳來するもの尠からず。而して、其等舊鈔本の價值は、宋刊本の現存せざる經書に於て貴しとなす。又、宋刊本の存するも、該鈔本が、從來先人によつて主張せらるゝが如き、宋刊本の傳寫本に非ずして、所謂李唐の傳來本、即ち、唐鈔本を轉寫せしものならば、なほ貴重すべきなり。周易單疏の舊鈔本は、傳來するもの少なからず。然るに、宋刊單疏本は、今に猶、徐氏舊藏本が北平の傅增湘氏の書架に存するを以て、是等易の單疏の舊鈔本は、所謂李唐の傳鈔本に非ざる限り、價值少なきものなり。

つまり、舊鈔本が宋刊本からの伝鈔であるなら、宋刊本の存在が明らかとなり、さらにこれが公開された現在では、ほとんどその存在価値は無いという指摘である。まことに当を得た見解といわねばなるまい。そして長沢氏は、

是に予の觀たる所の靜嘉堂文庫所藏舊鈔本周易正義は、元龜天正鈔本の、而も原十四卷中、僅に六卷を存する殘本
なれど、異本との校合の注記に、單に「イ」とある外、「印本」と注して注記する所あり。その印本は、勿論明刊
諸本に非ず。宋刊本、恐らく單疏本なるべし。故に、原據の本は宋刊本系統に非ざるべく、恐らく所謂李唐傳鈔本
の系統なるべし。

との見解のもとに、この校勘記を作成されたわけである。つまり異本との対校の結果の傍記のうち、「印本」が「單疏刊本」を指すが故に、舊鈔本は「李唐伝鈔本」だと判断されたのである。しかし果たして「印本」は「單疏刊本」を指しているであろうか。これは検討を要する問題である。ただしこのことについては、次章において改めて考察してみたいと思う。

なお、長沢氏の八十七条の校勘記について、「靜嘉堂本」と「広大本」とを比べてみると、おおむね一致することが注目される。四例ほど一致しないものがあるが、これは鈔本同志の間の異同としては、或いは多いものだと見なすべきではないのかもしれない。「靜嘉堂本」と「広大本」とは極めて近い関係にあるようである。

(五) 馬光宇「周易經文注疏考證」

最後に台湾の馬光宇氏の労作「周易經文注疏考證」(臺灣省立師範大學國文研究所集刊)第六號 一九六二年)を挙げて

おこう。これはその名称が示す通り、「周易」の経・注・疏文全般に亘る校勘記であり、その点で、すでに挙げた四種の「単疏」の校勘記とはやや異なる。そこでこれを「疏」の部分にのみ限って見てみると、「阮本」を底本に、これを主としてかの「北京人文科学研究所影印本」と対校したもので、「単疏刊本」を利用した数少ない校勘記である。「単疏刊本」の佳処を網羅している点が高く評価できる。現在、阮元校勘記を補うものとしては、おそらく最も詳細なものだといえよう。その意味からして、「嘉業堂本校勘記」とともに、「周易正義」を読むに当たっては、座右に置く必要がある。

しかしこの労作もまた残念なことに、汲古書院影印本の出版以前のことであったので、「八行本」は依然として山井氏「七經孟子考文補遺」を通じての間接的利用にとどまり、また、どういうわけか嘉業堂刊の劉承幹「周易單疏校勘記」を参照していない。まことに完璧は期し難いものである。「校書の難きこと、穀中に稗を拾ふがごときもの有り。たとひ専心して遍ねく求めんとするも、亦た遺漏の虞れ有り。このたびの易を校するや、一篇を校し訖はるに当たる毎に再び検閲するに、なほ疏略の処有り。校し漏らせし文、訛謬の処に至りては、或は免れ難き所なり」という馬光宇氏の述懐は、校勘作業に携わった者の等しく経験する嘆息を伴った言葉であるが、ここではそれ以前の問題として、遺憾ながら校勘の資料が未だ不十分なものと云わざるを得ない。また誤植が間々見られるという欠点もある。

以下、参考までに馬氏が校勘に使用した諸版本を紹介しよう。右に述べたような若干の不備を除けば、阮元のそれと比較して、やはり充実しているものといふべきである。

單經本..

漢石經..

中央圖書館所藏漢石經殘碑拓片

唐石經..

世界書局縮印阮忍堂影刊本石經凡九卷附略例

巾箱本..

中央研究院藏景宋巾箱本・丙寅季夏涉園影印

單注本..

景印北宋本周易..

中央研究院藏本・附釋文

涵芬樓景印宋本..

臺灣省立師範大學圖書館藏本

古本..

據商務印書館叢書集成初編之七經孟子考文補遺

足利本..

據七經孟子考文補遺

單疏本..

宋監本周易正義..

凡十四卷・北平人文科學研究所假藏園傳氏藏本印行

註疏本..

周易兼義十行本..

宋建刊元明修補・九卷、附略例一卷、釋文一卷・中央圖書館藏

周易兼義九行本..

明嘉靖間李元陽刊本・九卷、附略例、釋文・中央圖書館藏

周易注疏..

凡九卷、附略例・汲古閣刊本

宋板..

據七經孟子考文補遺

參考本..

周易集解..

唐李鼎祚集解・嘉慶戊寅五月木瀆周氏刊印枕經校樓藏本

周易虞氏義..

嘉慶八年揚州阮氏琅嬛館刊板

五 広大本『周易正義』の内容の検討

いよいよ本章では「広大本」の内容の検討に入る。ここまでは先学の業績を紹介し、いささか筆者の見解を付け加え

たのであるが、それでは我が国伝来の舊鈔本は果たしていかなる系統に属するのであろうか。既述の通り、李唐の伝鈔本とする見解に近藤正齋・長沢規矩也氏が有り、宋本からの鈔本であるとする見解には島田翰、さらに唐本と北宋刊本からの双方が有るとした「経籍訪古志」の説の他に、いずれとも決めかねるとしたのは海保漁村・戸田博士の説が有った。これら先学の成果を踏まえて、以下に「広大本」についての私見を述べることにしたい。

(一) 広大本と単疏刊本との相違

先ず「南宋単疏刊本」と「広大本」との比較から。右の諸氏のうち、「単疏刊本」を実見し得たのは長沢・戸田の両氏のみである（もちろん影印本を通じてであるが）。これは既述の「単疏刊本」が世に紹介された事情からすれば、やむを得ないところであつた。そこで筆者が影印本「南宋単疏刊本」と「広大本」とを比較校合したところ、相互の継受關係を想定するのは不適當だと考えるに至つた。つまり両者は別系統の版本だということである。そのことは実はすでに戸田博士が次のように指摘されたところでもあつた。

今乾卦の疏について數例の比較を擧げよう。阮氏校勘記の觸れぬ點も相當見出されることを附記する。

十行本	宋刊單疏本	廣大本	靜嘉堂本	足利十三卷本
可與幾也	幾上無言字	幾上有言字	同上	宋刊本二同シ
持疑猶予	遲	遲(持)	遲(持イ)	持
大而極盛	天上	天上	天上	天而
純陽進極	雖	進	進	進

无祇悔之類	悔下二字空白	悔下有元吉	同上	(元吉二字無、空白亦無)
貌恭心狼	恨	狼	?	恨(當作狼)
所以今日潛者	日	日	日	日

足利學校十三卷本は宋刊單疏本の誤をそのままに承けたところもあり、改めているところもある。宋刊單疏本と我が舊鈔本とは大體一致する。時に異同があつて、舊鈔の正しい場合も見出される。故に狩野君山博士も研究所の鈔本奥書に刊本の誤を正すに足る者があると記されている。……ところで、今、比較した宋刊單疏本は或は南宋のものと考えられるが、舊鈔が之と相異するところがある故に、別種に刊本と考えねばなるまい。

最後に「別種に刊本と考えねばなるまい」とあるのは「別種の刊本と」、或いは「別種に刊本を」の誤植ではないかと思われるが、それはともかく、この結論は「北宋刊本」を念頭におかれての発言であろう。つまり「広大本」は「南宋刊本」からの伝鈔ではないということである。(もつとも、戸田博士の挙げられた七例のうち、二番目「持疑猶予」、六番目「貌恭心狼」の例については、実際に「足利八行本」に当たって見ると、それぞれ「持」は「遲」に、「當作狼」は「當作恨」に作っている。また三番目「大而極盛」の「足利十三卷本」の項は「天而」ではなく、「天」一字に作るべきところである。おそらく、博士は「足利本」を実見されたのではなく、「七經孟子考文補遺」を通じて校勘したために、かかる誤記が生じたものと思われる。このように山井鼎「七經孟子考文補遺」にも不備が有るとは意外な、また残念な発見であつた。ただしここでの「單疏刊本」に関する結論に支障はあるまい。)

さて筆者の調査したところでも、「広大本」と「單疏刊本」との間には少なからぬ異同が見出された。その詳細は付篇一の「広大本周易正義校勘記」を参照していただきたい。その数は「広大本」転写の際の明らかな誤写を除いても、ゆうに二百例を超える。この中にもまだ誤写の例を含むであろうが、しかしその数の多さはやはり両者が系統を異にす

るものだと考えるのが自然であろう。しかも「広大本」の方が正しいと判定できるものも多々有るように思われる。今、その若干例を紹介しよう。(ただし、明らかな誤刻・誤写以外は、どちらが正しいのかを判定するのは甚だ難しい。以下は「広大本」が正しいと筆者の判断するものであるが、或いは異見も当然予想される。しかしその場合でも、「単疏刊本」と「広大本」とが相違しているのは事実であるので、さしあたりここでも論旨の展開上、支障はないであろう。)

先ず最初に挙げる次の例は、「単疏刊本」のみが誤っている例、つまり「八行本」以下の諸版本では誤っていないものである。

卷一	序	唯魏世王輔嗣之注獨冠古今	単疏刊本「見」に誤る。
卷一	第二論	伏犧神農黃帝之書	単疏刊本「皇」に誤る。
卷二	乾用九	非是一爻之九	単疏刊本「几」に誤る。
卷二	乾象	恐學者之徒勞心不曉也	単疏刊本「牽」に誤る。
卷十	中孚上九	信衰則詐起	単疏刊本「誰」に誤る。
卷十	中孚上九	虛聲遠聞也	単疏刊本「進」に誤る。
卷十一	繫上四章	是易无體也	単疏刊本「骨」に誤る。

これらはおおむね字形の相似による「単疏刊本」の誤刻である。このような例を五十二例見出し得た。したがって「八行本」や「十行本」の段階ではこれらが訂正されていることになるであろう。「広大本」でも誤っていないことは申すまでもない。

次いで十八例をまとめて挙げる。最上段が「広大本」、続く「静嘉堂本」については、筆者が直接に調査したもので

はなく、長沢規矩也氏「周易校勘記補遺(一)」を通じての間接的なもの。ただしこれは巻二・三のみである。そして「海保本」も同様に海保漁村「周易校勘記舉正」に拠った。

① 卷二乾文言六節	廣大本 上第五節	靜嘉堂本 五	嘉業堂本 五	海保本 五	単疏刊本 六	八行本 六
② 卷三坤上六	故曰戰于野	同上	同上	同上	「戰」無し	同上
③ 卷三坤文言	則上云履霜堅冰至是也	同上	同上	「至」無し	同上	同上
④ 卷三坤文言	由辨之不早辨者	辨	辨	辯	辯	辯
⑤ 卷二乾九四	猶疑惑也	惑	或	惑	或	或
⑥ 卷二乾文言	亦有先云亨更陳餘事於下	於下	乃始	於下	乃始	乃始
⑦ 卷一第八論之後	周易正義八論之終	?	同広大本	「之」無し	周易正義卷第一	
⑧ 卷五噬嗑象	是滅下而益上卦	?	下	下	三	三
⑨ 卷二乾文言	隨時由變	由	曲	曲	曲	曲
⑩ 卷二乾文言九三	不驕者謂居下體之上位而不驕也	同上	十一字無し	同上	同上	同上
⑪ 卷三蒙初六	小爾雅云	?	爾雅	小爾雅	小雅	小雅
⑫ 卷五噬嗑象	所居陽位	?	陰	陽	陰	陰
⑬ 卷七遯	須遯而後得通故曰遯而後得通	?	同広大本	七字無し	同上	同上
⑭ 卷九艮六四	注止求諸身者求責也諸之也	?	同広大本	六字無し	同上	同上
⑮ 卷四同人象	諸卦之象辭	?	諸	謂	謂	謂

⑯卷一第七論	獨得不焚					
⑰卷三蒙	師若以廣深之義	?	?	?		
⑱卷十三繫下二章	或水漁以罔魚鼈也	澤	二	焚	澤	二
		澤	二	禁	澤	二
		澤	二	禁	澤	二
						(禁)

①・②の例は、「広大本」が「静嘉堂本」・「嘉業堂本」・「海保本」に一致し、しかもそれが正しく、「単疏刊本」が誤っている例である。③・④は「広大本」が「静嘉堂本」・「嘉業堂本」に一致するもの、同様に⑤・⑥は「静嘉堂本」・「海保本」に一致するもの、⑦・⑧は「嘉業堂本」・「海保本」に一致するものである。(ただし、⑦は、「広大本」と「嘉業堂本」は「周易正義八論之終」であるが、「海保本」は「周易正義八論終」に作っている。)これらの例は、我が国伝来の舊鈔本の祖本が「南宋単疏刊本」ではないことを示すに十分な証拠であるといえよう。しかも「南宋単疏刊本」以前のものであることを示唆するものである。

そして以下もこれに準ずる例である。すなわち⑨・⑩は「広大本」が「静嘉堂本」のみと一致するもの、同様に⑪・⑫は「海保本」に一致するもの、⑬・⑭・⑮・⑯は「嘉業堂本」と一致する例である。これらはいずれも「広大本」のみでは正しいと判断するのに躊躇するところ、もう一本の存在がその補証となる例といえよう。たとえば⑩について、阮元校勘記では「小雅云」を見出し字として、次のように述べている。

錢本・宋本・閩・監・毛本「小」作「爾」。○按「爾」字誤。「小爾雅」唐人多作「小雅」。文選注亦然。

しかし、これについては海保漁村が「按ずるに是の本に据れば、則ち今本の小字を脱すること甚だ明らかなり。校勘記は曲げて之れが説を爲すも、従ふべからず」と指摘するように、「広大本」や「海保本」が本来の姿であったと思わ

れる。(ちなみに北京図書館蔵の「八行本」では、「小爾雅」に改刻し、以下の引用文が一字分詰められて少し小字になっており、後世の訂正の手が加えられているのが注目される。)

もう一例、⑩の場合を見てみよう。これは『漢書』藝文志からの引用の一部であるが、前後の疏文をも併せて引用すると、「広大本」では

及秦燔書、易爲卜筮之書、獨得不焚、故傳授者不絶。

に作る。この「焚」字を諸本では「禁」字に作っているわけである。ただし「足利八行本」は巻首を欠いているため、「北京図書館蔵八行本」が「禁」字に作るのを右表では挙げておいた。ちなみに現行本の『漢書』儒林伝(中華書局校点本)では、「及秦禁學、易爲筮卜之書、獨不禁、故傳授者不絶也」に作っている(また藝文志にも「及秦燔書、而易爲筮卜之事、傳者不絶」という類似した表現がある)。したがって「禁」字でいささかも問題は無いかに見えるであろう。しかしこれは秦のいわゆる「焚書」を指したものであるから、やはり「焚」字の方がふさわしいのではあるまいか。「広大本」のごとくに作る「藝文志」があつたかも知れない。しかも「嘉業堂本」もまた「焚」字に作るのが、その補証となると考えるのである(さらに後述「広大本」附録の「周易要事記」中にも、「易亦以爲卜筮書、不焚得存」という表現が見えることも参考となる)。なお劉承幹『周易單疏校勘記』がこの「焚」字に言及していないのは、おそらくは見逃したものである。ここでも校勘記作成の困難さを痛感する次第である。また⑬・⑭については、前章第三節で既述の通り劉氏の『校勘記』がすでに指摘したところであつた。

最後の⑰・⑱については、「広大本」のみが「師若以廣深之義」・「或水漁以罔魚鼈也」に作っている例であるが、その他の諸本ではすべて「二」・「澤」に作っているのである。してみるとやはり「広大本」が誤っていると見なすべ

きであろうか。ところがここに「広大本」を見ることなくして、「広大本」のごとくに作るべきだと校定した人物がいる。それが清の浦鏜「十三經注疏正字」である。浦鏜の校定では、前者⑦については「二義當之義誤」、後者⑧については「漁誤澤」と述べているもので、まことに注目すべき見解である。いったい浦鏜「十三經注疏正字」については、既述の海保漁村が指摘しているのみならず、これまでにもしばしば臆改に過ぎるところが有るとして、多くの先学から批判されてきたのであるが、しかしその校定には極めて的確なものが少なくないことを、かつて筆者は旧稿（邢昺「爾雅疏」について） 広島大学文学部紀要第五二巻 一九九二年）において指摘したことがある。この場合もまさしくその正鵠を射た例で、特に⑩については海保漁村もまた「浦鏜の説、之を得たり」と述べて賛同しているのである。

さて本節を終えるに際して、もう一例だけ、「広大本」のみが『周易正義』本来の姿を伝えていると思われる例を紹介したい。それは「乾」の卦辞の疏である。

此既象天、何不謂之天、而謂之乾者、天者定體之名、乾者體用之稱、故說卦云、乾健也、言天之體以健爲用、聖人作易、本以教人、欲使人法天之用、不法天之體、故名乾不名天也、

右に挙げたのは「広大本」以外の疏文である。この卦が「天」を象徴したものであるのに、これを「天」と名づけずに「乾」と称した理由を解説した文章である。その内容は「天」と「乾」との関係を「體用」によって説明したものの。「體用」という用語の古い例としてしばしば挙げられる箇所でもあるが、それはともかくとして、一読して「天」が「體」に、「乾」が「用」に対応させられていることは、容易に理解できるところであろう。少し後の「大象」疏にも、「然則天是體名、乾是用名、健是其訓」という表現が見える。そうすると、右の疏文には意味の通じない箇所があることに気付く。それは「天者定體之名、乾者體用之稱」のところ、さらにいえば「乾者體用之稱」の一句。なぜならこの

ままでは「乾」が「體用」を兼ねることになるからである。ところが「広大本」ではここを「乾者作用之稱」に作っているのである。これなら「定體」と「作用」が対応して意味が無理なく通じるであろう。これは思うに「體」の略字「体」字と「作」字との字形の類似による誤写に基づくものに違いない。これは他の版本に証拠を求めることはできないものの、内容から判断して「広大本」が正しいことが分かる一例である。

以上の諸例からすると、「広大本」が「南宋単疏刊本」からの伝鈔でないことは、もはや明らかであろう。しかも「南宋単疏刊本」を訂正し得る箇所を多く持っているところから、これに先立つ祖本を想定すべきである。果たしてそれは「北宋刊単疏本」であろうか、それとも「李唐伝鈔本」であろうか。

(二) 広大本の注記「印本」

ところで前章の第四節において、長沢規矩也氏が、「静嘉堂本」には異本との校合の注記があり、それらの中で「印本」と注記されたものは「単疏刊本」であろうから、「静嘉堂本」は李唐伝鈔本の系統に属するものであろう、との推論を提出されたことを紹介した。しかし遺憾なことに、長沢氏は「印本」との異同の具体例を挙げてはおられない。後に戸田博士の、「校記引據の印本は注疏舊本であったかも知れぬ」との異見が出てくる所以である。(もっとも戸田博士の挙げられた反証の例は、すでに述べた「七經孟子考文補遺」の誤りを襲ったものであったが。)

ところが「広大本」にもやはり「静嘉堂本」と同様に、異本との校合を傍注・頭注として記載した例を多数見出し得るのである。主なものでは「印本」または「印」と記するもの(三十八例)、また「イ」と記するもの(十例)であるが、この他にも「異本」・「一本」・「或」という注記が一例ずつ見られる。ここにいる「イ」とは異本、つまり他の鈔本を、そして「印本」とは、長沢氏のいわれるように刊本のことを指すのであろう。(ちなみにこれらの傍注・頭注は、「広

「大本」の直接の祖本の段階です。存在していたものと思われる。なぜなら「印本云々」を「正義」本文と混同して書写してしまつたものを、書写後の点検の段階で訂正している例が有るからである。なお「嘉業堂本」においても、傍注を本文として誤写した例が有ることはすでに述べたところである。）

それではこの「印本」の記述は果たしていかなる刊本を指しているのであろうか。それを調べるべくこれら「印本」の例を現存の諸刊本と比較してみたところ、そのほとんどが「単疏刊本」に一致する。これはある程度予想できたことであるが、しかしこれらは同時にまた「八行本」にも一致しているのである。しかもその中にわずかに二例に過ぎないものの、「単疏刊本」には一致せず、「八行本」の方に符合する例を見出し得た。すなわち次の、

卷七 蹇 故稱爲蹇塞利西南不利東北者 印本ナシ

卷十二 繫上十章 猶版上走圍也 阪・丸二字印本ナリ

とあるのがそれで、「単疏刊本」は前者を「広大本」と同じに作り、後者を「阪」・「圍」に作っているのに対し、「八行本」は注記にいう「印本」にそのまま該当するのである。右のわずかに二例のみではあるが、注記にいうところの「印本」とは「八行本」を指すと見なすべきであろう。少なくとも「単疏刊本」ではない。したがって、「印本」が「単疏刊本」を指すとの前提の上に、舊鈔本が李唐本の系統であるとした長沢氏の見解は、その根拠そのものが妥当性を欠くものであるといわざるを得ない。

さらに、これまたわずかに一例のみであるが、「監本」なる注記も有ることを付言しておこう。

卷八 益六三 宜以文德變理 變悉協切、和也、熟也、説文从言从炎从又、又監本下从火誤

右の注記は本文上層に見える。ただし後半部分には誤字があるようで（原文「説文以言双炎双又又監本下双火誤」、一応筆者は右のように読んだのであるが、どうやら「監本」が「燮」字を「熒」字に作っていることを指摘しているものだと考えられる。そして「単疏刊本」・「八行本」を見てみると、ともに「燮」字に作っているのである。上述のごとく「印本」が「八行本」であるとするなら、ここにいう「監本」こそが「国子監本」、すなわち「単疏刊本」を指すであろう。ただし、これが北宋刊本であるのか南宋刊本であるのかは、やはり不明としなければならぬ。いずれにしても、「印本」の注記は、「広大本」の版本を特定すること、つまり宋刊本系統か李唐鈔本系統かを特定する際の一傍証とはなり得ても、これを主たる根拠とすることはできない、ということである。

(三) 金沢文庫旧蔵「周易正義」

ここで付言しておきたいことが有る。先に第二章において、現存する「周易正義」の舊鈔本を阿部隆一氏の目録によって紹介したが、その冒頭に著録された一本が極めて古い鈔本であることに、すでにお気づきの方もおられたことと思う。諸々の舊鈔本がほとんど室町期の書写本であるのに対して、金沢文庫旧蔵、現水戸明德会蔵の「周易正義」残巻（重要文化財）は、実に鎌倉時代に書写されたものであった。この書物についても、やはり前掲の阿部隆一氏「金沢文庫旧蔵鎌倉鈔本周易正義と宋槧単疏本」が大いに参考になる。いまこれによりつつ、本稿に関わりのある点について述べてみたい。

この舊鈔本は遺憾なことに「周易正義」全十四巻のうち、巻五から巻九に至る五巻を存するのみの残巻であるが、もと巻子装であったものが、一紙見開きの折り帖に改装されており、鎌倉中期の書写に係るものだという。疏文を単行大

書していること、北宋諸帝の廟諱の字を欠画していること等から、阿部氏は宋刊単疏本からの忠実な鈔本であると認定された。

いつたい「周易正義」が早くも奈良時代に我が国に伝えられていたことは、藤原佐世「日本国見在書目録」に徴して明らかである。そして平安末期の藤原頼長の日記「台記」に、「周易正義」の「摺本」を入手したという記録が有るとも、これまでもしばしば取り上げられてきたことであるが、この「摺本」とは北宋の「国子監本」であったと阿部氏は推測しておられる。そして阿部氏によれば、この金沢文庫旧蔵「周易正義」の性格・素姓について、これが北宋刊本によったのか、南宋刊本によったものなのか、断定に苦しむとされながらも、

金沢文庫旧蔵単疏本には後述する如く書・詩・礼の南宋初刊本があるから、新渡の南宋版による書写とするのが穏当であろうか。

との見解を提出された。

もしこの見解が妥当であるとするなら、これよりも約三百年前後も降った室町期の鈔本が北宋刊本からの書写であると考えるのは、いささか無理なものとなるであろうか。ましてや唐鈔本の系統を引くものと見なすのは、さらに見当はずれのものであろうか。

残念ながら、筆者はこの金沢文庫旧蔵本を実見していないので、軽々に論じることは差し控えるべきであろうが、阿部氏の論考を読む限りでは、これを南宋刊本だと判定された根拠が弱いように思われる。しかも、南宋刊本の巻八尾後にだけは、どういう事情からか字数の記載が無いのに対し、この鈔本にはそれが録されているということである。この事実は、むしろ北宋刊本からの重写である可能性を示唆するものだと思いたい。そしてこの舊鈔本と「南宋単疏

刊本」との間に、それほど相違が無いとするなら、「広大本」と「南宋単疏刊本」との間における異同の箇所分量の多さを考えるとき、「広大本」が宋刊単疏本からの伝鈔に非ざることを示していると考えるのも、それほど不合理ではあるまい。

(四) 唐鈔本『禮記正義』

さてここで想起されるのが、吉川幸次郎氏の「旧鈔本『礼記正義』を校勘して」(『東方學報京都』第九冊 一九三八年「吉川幸次郎全集第十卷」所収) という論考である。これは平安時代末期に書写された、唐鈔本の系統を引く『禮記正義』舊鈔本を解説したうえで、そのテキストとしての価値を強調されたものである。管見の及ぶところでは、經書の唐鈔本と宋刊本との関係を論じて最も詳細なものであろう。その意味で、本稿にとって極めて重要なヒントを提供してくれる論考である。今、吉川氏の言葉を借りつつ、その要点を紹介したい。

この舊鈔本は東洋文庫蔵の『禮記正義』残巻で、巻五「曲禮篇」の一部のみを伝えるものであり、かつて狩谷望之所蔵本であったという。書写されたのは遅くとも寛弘五年(1008)を下らないことであるから、この年は北宋の淳化五年(994)、すなわち『禮記正義』の国子監本が刊刻された年との間にわずか十四年である。当時の交通・情報伝達の事情からして、これが北宋刊本からの書写ではあり得ず、間違いなく唐鈔本の系統を引くものであるという。吉川氏は先ずこの舊鈔本が唐鈔本『禮記正義』を忠実に伝えているとして、次のように断言された。

此の古い写本、すなわちわれわれの言葉でいう旧鈔本の方は、よほど忠実に原本の面目を伝えて居ると思われる個所が多いのに反し、宋版の方は、大分に原本と遠いものであることがわかるのであります。即ち此の鈔本一卷は

現在世に行なわれて居る版本のテキストなるものは、たとい其の中で最も古い、従つて最も信頼するに足るといわれて居る宋版すら、いかにあてにならぬものであるかということ、現実に示す標本なのであります。

ところで「禮記正義」には「南宋単疏刊本」の完本は現存せず、身延山久遠寺蔵の残巻（存巻六三―七〇 重要文化財）が存するのみである。この書は久しく北宋版と誤解されてきたが、やはり他の現存単疏刊本と同様に、南宋初年の北宋監本の覆刻版である。これには昭和五年の「東方文化叢書第二」の影印本と、「四部叢刊統編」所収本が有る。しかしこれが舊鈔本「曲禮篇」に相当する部分を存していないため、この論考で吉川氏が比較の対象とされたのは、南宋の紹熙三年（1192）に刊刻された最初の「経注疏合刻本」、すなわち「八行本」であつた。

此の紹熙本は国子監本の次に出現したものでありまして、「礼記正義」の刻本としては第二次のものであります。が、其の正義の文に就きましては殆んど国子監本そのままであります。此のことは国子監本のなお存する部分を紹熙本と比較して実証し得るのでありまして、今日例に挙げます個所に就きましても、即ち北宋の国子監本そのままであると御承知下さつて何等差支えありません。これはただに国子監本と紹熙本との間の関係がそうであるばかりでなく、紹熙版の後、宋元明清と四代の中に「正義」の版本は次次に七八種もありましようが、これらの版本はみな真直に宋国子監本の系統を引くものでありまして、何れも宋国子監本の直接間接の重版であります。で、これら数種の版本相互の間に字の違いがあることはありますが、それは要するに次次と版を重ねてゆく間に、後の版ほど校正の疎漏が堆積されて行つたに過ぎないのでありまして、此等版本相互の間の距離はむしろ微細なものと謂つて宜ろしい。

右に吉川氏の言われるように、刊本相互の間の距離が微細であるとするなら、先に述べた「広大本」と「単疏刊本」との距離はどの程度だと見なすべきであろうか。そしてさらに吉川氏は舊鈔本と紹熙版との距離の大きさを証明するため、以下のような三例に分類し、その後在具体例を引いて詳説されている。

第一例 これは宋版では誤字や脱字があつて意味がよく通じない、が鈔本によつて訂すとうまく読める個所であり
ます。

第二例 宋人の扱りましたテキストは恐らく誤まつて居なかつたにも拘らず、著者孔穎達の心持ちを理解し得ずして、擅にいらぬさかしらをしたと覚しきものであります。第一例は校正洩れであります。第二例は
校正し過ぎであります。

第三例 宋人が「正義」詳定の際に用いました「礼記」の「経注」と、孔穎達が「正義」を書く際に用いた「礼記」の「経注」との間に、テキストの差異があつた為に発生したものであります。……宋人が詳定せんとする「正義」と、其の依拠する「経注」との間には当然矛盾する個所が出て来るといふことになるのであります。宋人はかかる矛盾する個所は当時の「経注」に合うように遠慮なく改めて了つたらしいのであります。らしいではありません、であるといふことが、此の鈔本を見るときはつきり分かるのであります。以下は即ち其の例であります。

このうち筆者が特に注目したいのは第三例である。すなわち「正義」の文中に引用された「禮記」の経文あるいは注文が、宋代に通行していた経注と相違する場合には、宋人がこれを通行本に合わせて改変したという指摘である。その具体例を、今一度、吉川氏の文章を引用することによつて見てみよう。

(一) 所以使民決嫌疑。定猶與也。

(疏) 定猶與也者、説文云、猶獸名。獮屬。與亦是獸名。象屬。此二獸皆進退多疑。人多疑惑者似之。故謂之猶與。右は宋版の経文ならびに宋版の「疏」であります。所で此の「疏」は「經」の「猶與」の二字の解釈であります。が大へんおかしい個所があるのであります。と申しますのは、「説文」を引いて字形の上から「猶」も「與」も獸の名であると説明して居るのでありますが、「猶」は犬偏ですから宜ろしいとして、「與」の字の形の中には獸類たることを示すべき何等の要素も含まれて居りません。又た「與」が獸の一種であるということは、「説文」のみならず他のいかなる字書にも見えて居らぬのであります。かく非常に不都合なのであります。鈔本を見ても「疏」の中の「與」の字は三つとも「豫」になつて居ります。これならば積然とする。御覽の通り「象」に従う字でありますから、字形からいつて立派に獸類であり、また象の属であります。かく「豫」ならば「疏」が読めるといふことは、即ち「正義」の原本は「豫」であることを示すものであります。と同時に「正義」の拠りました「經」は「定猶豫也」となつていたことがわかるのであります。しかるに宋の頃の「經」は「豫」の字が同音の「與」に変わつていた。で孔維等は疏文の「豫」字をも「與」と改めて無理に辻褃を合わせたものと思ひます。成程宋版の「經」とは表面辻褃が合うようでありますが、其の結果、「疏」の文義は全く通じなくなるのであります。成て、頭隠して尻隠さずであります。

そして吉川氏はさらに第三例に関連して、「禮記正義に特有な現象ではないかと考えられる節も」あるとされながらも、疏の「標題」すなわち「標起止」が、「○○至○○」のように五字に画一化されるのは宋版以後のことに属することを指摘し、また孔穎達の見た古い「経注」と非常に近い「経注」の実物として、足利学校伝承の室町時代の鈔本、いわゆる「足利古本」を挙げておられる。つまり我が国に現存する舊鈔本の中には、宋代以前の「経注」文を伝えるもの

が有るといふ指摘である。

(五) 広大本伝承の古いテキスト

さて「広大本」が「単疏刊本」と相違する例の中にも、実は若干数ながら、吉川氏のいわゆる第三例に相当するものが見出せるのである。残念ながら先の吉川氏が挙げられた具体例のように、宋人による改変によって「正義」の文義がまるで通じなくなる程のものではないけれども、現行本よりは古い形の「経注」文が残存していると思われる例である。以下に挙げる例の巻次第・経文・注文は足利文庫蔵の「八行本」に拠った。疏文のみが「広大本」である。その引用文は必要最小限度の長さにとどめた。いずれも「八行本」の経文・注文が「広大本」所引のそれと相違する点に注目されたい。

①巻一 乾文言 「知至至之可與幾也」

【疏】故文言云「因時而惕」、又云「知至至之可與言幾也」、……「知至至之可與言幾」者、……

先ず最初の例①については、実は楊守敬『日本訪書志』がすでに指摘するところであった。楊氏は自ら購入し帰った狩谷望之旧蔵の舊鈔本（『経籍訪古志』が唐本の遺制であると推測した永祿年間の鈔本）について、次のように解説しているのである。

其の文字は大抵、明の錢保孫の校する所の宋本單疏と合す。……唯だ錢本の據る所は尚ほ是れ宋刻なるも、此は

則ち唐鈔の遺たり。文言の「知至至之可與幾也」の如きは、日本の古鈔本には皆な「言」字有るも、唐石經より以下には皆な「言」字無し。此の正義の覆述する經文には「言」字有り。且つ前の九三の疏に「文言云云」を引くに、此の本には亦た「言」字有り。正義據る所の經文にはもと「言」字有りしに、後人、石經に據りて並びに正義を刪りたるを知るべし。錢氏據る所の單疏に已に此の字を刪れば、注疏の合刻を待たざるなり。

楊氏の言う「日本の古鈔本」とは、やはり足利学校所藏の「周易」舊鈔經注本のことで、山井鼎『七經孟子考文補遺』にいわたる「古本」或いは「足利本」(三種の古本を校合して活字版にしたもの)を指している。つまり、我が国伝来の古鈔本の經文に、この狩谷本『周易正義』が一致するが故に、「狩谷本」が「唐鈔の遺」であるとした判断である。先の吉川氏の第三例に該当するものである。そしてこの例に関しては、「狩谷本」のみならず「広大本」も、そして「靜嘉堂本」・「海保本」も同様に作っている。海保漁村もまた、「言」字の有るのが本来の形で、古鈔經注本に一致する自身所藏の單疏舊鈔本が正しい、と断定している。

②卷七 升大象 「象曰、地中生木升。君子以順德積小以高大」

【疏】「君子以順德、積小以成高大」者、地中生木、始於毫末、終至合抱、……

これは「広大本」と「海保本」にだけ「成」字が有る例である。漁村が「今本には成字無し。按ずるに、此の本に据れば、則ち孔氏の見るところ、古本足利本と合ふを知る」と解説するように、「七經孟子考文補遺」によると、「足利本」の象伝には「成」字が有るという。そしてこのように作るテキストが古い由来を持つものであることは、さらに陸徳明『經典釋文』に、「以高大、本或作以成高大」とあることから知られるのである。そしてこれが『周易正義』並びに

これが依拠した伝文の本来の形ででもあっただろう。(ちなみに王引之「經義述聞」卷二「積小以成高大」に於て、「成一字が有るのを是とする惠棟「周易述」の説を退け、「釋文」所引の「或本」の方が誤りだと断じている。いうまでもなく、王氏説は「成」字の有る「周易正義」の鈔本を見たうえでの考証ではない。)

③卷二 蒙象 「蒙亨以亨行時中也」

【疏】「蒙亨以亨行時中」者、疊「蒙亨」之義。

④卷三 小畜上九 「上九、既雨既處尚德載」

【疏】「尚德積載」者、體巽處上、剛不敢犯、……

⑤卷七 夬九四 「九四、臀无膚、其行次且」

【疏】正義曰、「臀无膚、其行趑趄」者、……

この三例のうち、③「蒙卦」、④「小畜卦」については、「広大本」だけにそれぞれ「得」字、「積」字が有る例である。そしてやはり「七經孟子考文補遺」によって、「足利古本」には「得」字・「積」字の有ることが知られる(ちなみに③について「阮校」では「按此得字蓋涉注文而衍」と判定する)。そして⑤の「夬卦」については、次に引用する「經典釋文」によって、これが「広大本」の誤写によるものではなく、やはり古いテキストの形を伝えるものであることが証明されるのである。

「次」本亦作趑、或作趑、……馬云、卻行不前也。

「且」本亦作趑、或作趑、……王肅云、趑趑行止之礙也。

さて右に挙げた五例は、いずれも經文に関する古いテキストと思われるものの指摘であったが、以下は王弼の注文のそれである。

⑥卷三 小畜上九 「象曰、既雨既處德積載也」

(注)「……故可得少進、不可盡陵也」

【疏】「不可得盡陵」者、九三欲陵上九、被上九所固、是「不可得盡陵」也。

⑦卷七 升上六 「象曰、冥升在上、消不富也」

(注)「勞不可久也」

【疏】然「榮不可久」、終致消衰、故曰「消不富也」。

前者⑥「小畜卦」は「広大本」と「嘉業堂本」にのみ「得」字が有る例で、これがやはり「足利本」に一致する。そして後者⑦「升卦」では「広大本」と「海保本」が「勞」字を「榮」字に作っているのである。もっともこれは『七經孟子考文補遺』にも『經典釋文』にも見えない例であるが、海保漁村が「今本、榮を勞に誤る。注同じ。唯だ古鈔經注本のみ榮に作るは、此の本と合す」と述べているところからすると、漁村には何か拠るべき鈔本が有ったのであろうか。以上の七例は、「広大本」を含めた舊鈔本が六朝時代以来の古い經・注文を保存していると思われる例であった。吉川氏が、或いはまた楊守敬が述べるような、これが宋版以後で改変された例であると認められるなら、「広大本」は宋版以前の系統を引いている可能性が有ると考えるべきである。

ただ、次の例はいかがであらうか。

⑧卷六 咸 「咸亨利貞取女吉」

【疏】「咸亨利貞娶女吉」者、……故云「咸亨利貞娶女吉」也。

これは「広大本」と「嘉業堂本」だけが「取」を「娶」に作っている。これについては「經典釋文」に、「取、七具反、本亦作娶、音同」とあり、阮元校勘記では「按娶正字、取假借字」と述べるように、「娶」の方が本来の形ではあるまいか。したがって、右に紹介した七例と同類と見なしてよからう。ところが問題とすべきは、「広大本」も「嘉業堂本」も、標起止としてこの経文をそのまま掲げており、ここでは「咸亨利貞取女吉」に作っていることである。つまり、標起止と疏文との間に齟齬が存在しているのである。

さらにもう一例、これは先に挙げた⑤「夬卦」に続く疏文である。ここでは宋版以後が「次且」、「広大本」のみが「赵趙」に作っている例であったが、それに続く後半の疏文では「次且、行不前進也」とあって、ここでは「赵趙」に作ってはいないのである。

しかしこの二例は単なる誤写として不問に付することも或いはできるかも知れない。「広大本」が書写された天文十二年当時、おそらくは「十行本」以前の宋刊本が我が国にも渡来していたことは本章第四節の「印本」という書込の存在によって知り得ることで、伝写の過程でこれらに引きずられた可能性が有るからである。また、この鈔本の略字体の多さからすると、省略して書写したことも考えられる。したがって右のごとき二例が有るもの、これを例外と見なし、「広大本」が六朝以来の古いテキストを保存しているとする仮説は、充分成り立ち得ると考える次第である。

【補注】

王引之「經義述聞」卷二の「莫大乎著龜」の条に次のような考証が見える（一）内は王氏の自注。

九經古義に曰く、「釋文は「大」を「善」に作りて、「本亦大に作る」と云ふ。案ずるに何休注公羊〔定八年〕・漢書藝文志は皆な引きて「善」に作る。儀禮疏〔士冠禮〕も同じければ、釋文是なり」と。

家人曰く、「本亦大に作る」は、上文の五「莫大」に涉りて誤るなり。唐石經の始めて定めて「大」字に従ひてより、各本は皆な之に従ふ。白虎通義著龜篇・家語禮運篇注は此を引きて皆な「善」に作る。魏徵羣書治要・後漢書方術傳注・文選廣絶交論注・鈔本北堂書鈔藝文部一〔明陳禹謨本又改善爲大〕・白帖三十一に此を引くも、亦た「善」に作る。又た北堂書鈔藝文部三に引ける舊注に、「唯だ著龜を最も妙善と爲す」〔陳本刪〕と云ふ。宋本周易正義も亦た「善」に作る〔見校勘記〕。今本の「大」に作るは、後人、唐石經に依りて之を改むるなり〔曲禮正義引易作大、亦後人所改〕。これは現行本「繫辭上傳」の「莫大乎著龜」について、「經典釋文」が「莫善乎著龜」に作っているのを是とする惠棟の説を、王念孫がさらに博引傍証によつてこれを追認補強した考証である。王氏が最後に挙げた「宋本周易正義」とは、當該箇所の「疏文」に引用された「繫辭傳」の一文を指すもので、これは阮元校勘記からの孫引きであるが、実は「広大本」をはじめとしてほとんどの版本が〔阮校によれば監本・毛本を除き〕「莫善乎著龜」に作っているのである。したがつてこの考証は妥当といふべきであらう。

しかも、王氏が最後の自注で「曲禮正義に引ける易に「大」に作るも、亦た後人の改むる所なり」と述べた予想がものの見事に当たっていたことは、本稿第五章第四節で紹介した夫の唐鈔本「禮記正義」において、果たせるかな「莫善乎著龜」に作っていることによつて確認できるのである。さらに、近時公表された「馬王堆帛書本」の「繫辭傳」においても、やはり「莫善乎著龜」に作られていることが明らかとなった（陳松長「帛書《繫辭》釋文」『道家文化研究』第三集 一九九三年）。これが本来の姿であったことは間違いない。

ところで問題の「繫辭傳」疏文であるが、実は王氏が引用した部分よりもっと前の部分では「莫大乎蓍龜」に作っているのはどうしたことであろう。いま前文をも含めて引用してみる。

「探頤索隱、鈎深致深、以定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜」者、探謂闕探究取、頤謂幽深難見、卜筮則能闕探幽昧之理、故云「探頤」、……唯卜筮能然、故云「莫善乎蓍龜」也。

つまり標起止の形にしないで全文を引用した傳文の部分では、「大」字になっているわけである。この箇所はどの版本も同様で作っている。したがって同一傳文の引用が、前半と後半とは相違しているのである。するとこれは唐以後に改められたものであろうか。

ここで「周易正義」中に、もう一箇所この「繫辭傳」を引用した例が有るのを紹介したい。「乾卦初九爻辭」疏所引がそれで、ここでは「広大本」をも含めてすべての版本が実は「莫大乎蓍龜」に作っているのである。王念孫の論からすると、傳文そのものとはかけ離れた「乾卦」疏所引のものにまで変改の手が及んでいることになる。先に紹介した唐鈔本「禮記正義」の例からすると、その可能性もまた大いに考えられるところではある。

そこで次に筆者が取り上げるのが、王念孫の引用していない「何休注公羊」の当該箇所の「疏」文である。何休は「易曰定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫善乎蓍龜」として「周易」繫辭傳を引用しているのであるが、これに対する「疏」は以下の通りである。

解して云ふ、此れは皆な上繫辭の文なり。今の易本「善」を「大」に作るを異と爲す。彼の注に云ふ「凡そ天下の善惡及び没没の衆事は皆な之を成定す。其の廣大にして包まざる無きを言ふなり」と。

といった「公羊疏」の著者について、伝統的には唐の徐彦と伝えられていたが、実際には六朝時代の、それも北朝において、陸徳明の「經典釋文」(陳末の成立)以前に著作されたものであることが、かつて重沢俊郎氏「公羊傳疏作者時代攷」(支那學六一四 一九三二年)によって論証され、近くは森秀樹氏「公羊疏について 1・2」(立正大学日本文学五一・

五二 一九八三年) によって再確認されたところである。そうすると、この「公羊疏」の記述によって、我々は唐代以前に「大」字に作るテキストが一般化していた事情を知ることができる(ちなみに所引の「易注」は「通徳遺書所見録」で鄭玄注とみなされている)。したがって「周易」本文としての本来の形はともかく、「周易正義」編纂当時において、すでに「大」字であった可能性もまた充分に考えられる。今ここに付言して後考を待つものである。

(六) 標起止

最後に吉川氏が挙げた「標起止」の問題について、「広大本」の場合について検討してみよう。「禮記正義」特有のことかも知れぬが、標起止が「○○至○○」の五字に画一化されるのは宋版以後のことに属する、というのが吉川氏の指摘であった。しかし「周易正義」の場合は、刊本以後でも五字のものは極めて少なく、一般的にはかなり長文の標起止が用いられている。したがって、「五字に画一化された」という点については、「周易正義」はこれに該当しないといえるべきである。

ただ「広大本」の標起止について特徴的に見えるのは、卷九・十の二巻においてだけ、「単疏刊本」と相違する例が著しく多いということである。その他の巻でも相違は希に存在するが、それらのほとんどが「広大本」の誤字・脱字の類によるものであり、この両巻とは性質を異にすると思われる。その数、卷九では二十一例、卷十では四十二例も存在しているのである。付編一「広大本周易正義校勘記」の後に「広大本単疏刊本標起止異同表」を附載しておいたので、御参照いただきたい。

この二巻だけになぜこのような異同が生じたのか、今のところ筆者には詳らかにし難い。この二巻の書写者に拠るものかもしれないが、どうやら「広大本」(もしくははその直接の祖本の段階において)は、この二巻では標起止を単なる「見

出し字」として、正確忠実に写し取ろうとする熱意に欠けているかのように思える。たとえば次の例である。右側が「広大本」、左側が「単疏刊本」の、それぞれの標起止である。

歸妹初九・注夫承嗣―

・注夫承嗣以君之子雖幼而不妄行

「単疏刊本」のように、標起止が長文の場合、「広大本」では「―」という傍線を引いて、それ以下を省略することが多いのである。これに類する例が二十四例有る。

また次の例のように、「広大本」の標起止の方が短い例も少なくない。

艮六五　・六五艮其至正也

・六五艮其輔至中正也

漸六二　・六二至素飽也

・六二鴻漸至不素飽也

しかし以下の二例のように、「広大本」の方が長文の標起止も多々有ることから、「単疏刊本」から「広大本」へという順序ではないことが分かる。したがって前節までに述べてきたこと、すなわち「広大本」の方が古い形を存しているとしたことと、矛盾はしない。

豊初九 初九遇配主雖旬无咎至通過旬災也

・初九遇其至旬災也

小過

・小過亨利貞可小事不可大事飛鳥至大吉

・小過亨至大吉

ただこの二巻の「広大本」（もしくははその祖本）の不熱心な？標起止の書写の仕方によって、かえって「単疏刊本」の標起止の方に統一性の有ることに気付くのである。そこで以下に挙げる例では、両者の標起止の前に、その標起止の元である経文の全文をも掲げることにする。そうすることによって、唐代における標起止の本来の形式の予測と、「単疏刊本」による整理の様子があある程度了解できると思うのである。以上に挙げた例と同様、右側が「広大本」、左側が「単疏刊本」である。

豊 「上六、豊其屋、蔀其家、闕其戸、闕其无人、三歳不覿、凶、象曰、豊其屋、天際翔也、闕其戸、闕其无人、

自藏也」

・上六豊其屋天—至自藏也

・上六豊其屋至自藏也

巽 「九五、貞吉悔亡、无不利、无初有終、先庚三日、後庚三日、吉、象曰、九五之吉、位正中也」

・九五貞—象曰九五至正中也

・九五貞吉悔亡至正中也

巽 「上九、巽在牀下、喪其資斧、貞凶、象曰、巽在牀下、上窮也、喪其資斧、正乎凶也」

- ・上九巽在—象曰巽在至乎凶也
- ・上九巽在牀下喪其至正乎凶也

最初の「豊卦」の例について。標起止の指し示す經文の範囲はもちろん兩者で一致するが、「広大本」の方に「天」字が有る点からすると、その上の「豊其屋」三字は「象伝」の部分の指していることが分かる。そしてその下に「—」という省略記号の傍線が有るところからして、「広大本」の標起止はもつと長文のものであったことが予想されるのである。

続く二例もこれと同様なもので、ここでは「象曰」という二字が有って、「象伝」を含んでいることを明示している。これに対して「単疏刊本」には、「禮記正義」単疏刊本に見られたほどには至らないまでも、形式にはやはり統一性のあることが伺われるであろう。その文字数に長短の幅が有るものの、上限と下限とを明確に表示しているからである。

しかし次に挙げる三例は、以上に挙げた諸例とは少し様相を異にする。それは標起止の指し示す範囲が、兩者で相違しているのである。

- 良 「象曰、良止也、時止則止、時行則行、動靜不失其時、其道光明、良其止、止其所也、上下敵應、不相與也、是以不獲其身、行其庭、不見其人、无咎也」
- ・象曰良止也至其所也
 - ・象曰良止至无咎也

「広大本」の標起止では、「象伝」の半ばまでを示しているのに対し、「単疏刊本」では「象伝」の最後までを指して

いる。そして実際の標起止以下の「疏文」の内容は、まさしく「単疏刊本」の方に合致するのである。「広大本」が、「単疏刊本」の正しい標起止をわざわざ誤って短く改めたものではあるまい。おそらくは「単疏刊本」の方が、もとの誤りを訂正したと見なすべきものであろう。

中孚「初九、虞吉、有它不燕、象曰、初九虞吉、志未變也」

・象曰初九至未變也

・初九虞吉至未變也

右の例でも、「広大本」では「象伝」以下を指し示しているが、この「疏文」の内容にふさわしいのは、「爻辞」をも含んだ「単疏刊本」の標起止である。以下の例も同様。

未濟「象曰、未濟亨、柔得中也、小狐汔濟、未出中也、濡其尾、无攸利、不續終也、雖不當位、剛柔應也」

・象曰未濟至續終也

・象曰未濟至剛柔應也

「広大本」が「象伝」の中途までを指しているのに対し、「単疏刊本」は全文であり、しかも該当する「疏文」は「単疏刊本」の方が正しい例である。

これらのことから、『周易正義』の本来の標起止はかなり長文のものが多く、経文の全文を標起止として引用することが少なくなかったことが予想されるのである。これは『周易』の経文自体が「十翼」以外では短文であることにも拠

るであろう。しかし「注文」の標起止に省略符号の「—」が多く用いられていることからすると、「注文」でもかなりの長文を標起止としていたようである。そしてこれらが「単疏刊本」ではかなり刈り込まれて短文化されていることが分かる。やはり「周易正義」においても、刊本の段階で整理・画一化が図られたと見なしてよいと思う。したがって標起止の検討からしても、「広大本」の方が「単疏刊本」よりも古い形態を保存していることが判明するのである。

六 ま と め

以上、本稿で述べてきたことをまとめてみよう。本稿は戸田豊三郎博士の、「広大本」が「北宋刊単疏本」からの重写であるか、李唐鈔本からの伝鈔本であるのかは決めかねる、とされたことを出発点とする。そこで先ず第二章では、「広大本」の外容を紹介した。「広大本」は十四巻の「単疏本」すなわち「正義単行本」で、唐代に於ける本来の形態を伝えるものである。次いで第三章では、「広大本」以外に伝存する舊鈔本「周易正義」に言及した。そして第四章での考察は、阮元「校勘記」を補正するに際し、これら舊鈔本を活用した先学の業績を紹介する中で、「広大本」検討の手がかりを求めるものであった。

これらを踏まえて、第五章では「広大本」の内容を検討する。先ず一節において、「広大本」が「南宋単疏刊本」と相違する箇所の内容を多数例指摘することにより、「広大本」が「南宋単疏刊本」からの重写本ではなく、これよりも古い系統を引くものであることを論じた。二節では、「広大本」の注記に見える「印本」が「南宋単疏刊本」ではなく、「八行本」を指していることを確認し、残念ながら「印本」の注記の存在に拠っては、「広大本」が李唐の伝鈔本であることを証明し得ないことを論じた。三節では我が国に伝存する最古の舊鈔本である金沢文庫旧蔵「周易正義」について、これを「南宋単疏刊本」からの重写であるとする阿部隆一氏の見解を紹介したうえで、必ずしも「南宋刊本」から

のものとする必要はなく、「北宋刊本」からの重写の可能性も有ることを推測した。

いずれにしても、一節で指摘した「広大本」と「南宋単疏刊本」との間の距離を如何に判断するかということが、本稿の問題点として最終的に収束されるのである。そこでその参考として、数少ない李唐鈔本のうち、「禮記正義」残巻についての吉川幸次郎氏の論考を紹介した。吉川氏はこの論考において唐鈔本と宋刊本との間の隔たりの大きさを証明されたわけであるが、このことを「広大本」と「南宋単疏刊本」との関係に應用して考察したのが五・六節である。すなわち五節では、「広大本」には宋人以降の変改の手が加わる以前の古いテキストが保存されていることを具体例を挙げて示し、次いで六節では、「広大本」の標起止が「南宋単疏刊本」よりも古い形を残していることを明らかにした。

以上の考察の結果、本稿冒頭で述べたように、筆者は「広大本」が李唐鈔本の系統を引くテキストである、との仮説を提出するものである。

ただ、そう判断するに際し、実のところ多少の躊躇の念を禁じ得なかつたことを告白しなければならない。その最大の理由は、最初の刊本である「北宋刊單疏本」が現存していないということに尽きる。さらに言えば、「広大本」と「南宋単疏刊本」との間の距離は、「禮記正義」の場合の、唐鈔本と宋刊本との間の距離ほどには大きくなかつたことも挙げられるであろう。つまり「広大本」と「南宋単疏刊本」との間の距離は、そのまま「北宋刊單疏本」と「南宋単疏刊本」との間の距離であつた可能性も残していると考えられるからである。しかし「南宋単疏刊本」は「北宋刊單疏本」の覆刻か或いはその相似の翻刊である、というのが現在の定説だということは既に述べた。したがつて、この兩者の距離は大きくないとする通説に従う限り、筆者の仮説は成り立ち得ると考える。敢えて「広大本」は宋版以前の李唐鈔本の系統を引くものであるとの結論を提出する次第である。

なお「広大本」には、北宋諸帝の諱名を避けた欠画が、乾卦の卦辞「貞」字を唯一の例外として、他には存在しないこと、「南宋単疏刊本」巻末尾題の後ろに見える字数の記載が無いこと、さらに唐鈔本の特徴のひとつだといわれる、「萬」

字がすべて「万」字に書写されていること、等を補証として付け加えておこう。

ところで、すでに三章で『周易正義』に唐写本が現存していることを述べておいた。本稿を終えるに際し、これまで論じてきた結果をもとに、この唐写本『周易正義』にも言及しておく必要が有るだろう。それは黄彰健氏「唐寫本周易正義殘卷跋」(『大陸雜誌』四十二卷九期 一九七一年)「經學理學文存」所収 一九七五年)によつて紹介されたものである。そこで以下、黄氏の論考の概略を紹介し、この写本に対していささか考察を加えてみたい。

黄氏によれば、この写本は中央研究院歴史語言研究所が抗戰勝利の後に、北平で買い求めたものだというのであるが、その発見の状況の詳細や素姓等について、これ以上の説明が見られないのは残念である。『周易正義』全巻のうちのわずかに「賁卦」の疏の部分の八割近く、「象伝」の途中「而釋所以」から「六五」の注「無待士之」に至るまでの三十二行を伝えるのみの残巻である。附載された写真による限りでは、もともと卷子装であつたように見えるが、その大きさについての説明は無い。

果たしてこの写本が唐代のものであるのかどうか、わずかな残巻とはいえども、内容についてはもちろんのこと、書体等を始めとして、検討すべき事柄が有るように思われるが、黄氏は唐写本であることを前提にして議論を進めているわけである。そしてその論考の内容は、これを「南宋単疏刊本」と対校した結果、標起止が相違すること、すなわち写本のそのの方が長文であることを、標起止すべてを挙げて明示し、孔穎達が撰定した『周易正義』の本来の形態は、經文・注文を省略していなかったのではないかと推測している。そして標起止による「単疏本」の形式になったのは、『周易正義』を伝写する過程で、後に唐人が意を以て省略したものであり、これは仏教の「經疏」「論疏」の影響を受けたものであろうという仮説を提出するのである。ただし疏の本文自体についての黄氏の考察はなされていない。

さてこの「賁卦」に関する限り、「広大本」と「南宋単疏刊本」との間には際だった相違点を見出すことができなかつ

た。これに対して、「広大本」・「南宋単疏刊本」と唐写本との間の距離にはかなり大きいものがあるといわねばなるまい。筆者が黄氏の論文に附載された写真をもとに、これを「南宋単疏刊本」と対照してみたところ、写本の方には誤字・倒字と思われるものが多く見られ、さらに脱字がとりわけ多いのが目についた。甚だしきは十三字を脱するものも有るほどである。したがってテキストとしては決して優れたものとは言いがたいのである。さらに奇妙なことに、「単疏本」や「八行本」とは異なり、むしろ後代の「阮元本」に一致する箇所三例を見出し得るのはどうしたことであろうか。もしもこれが実際に唐写本であるとするなら、「広大本」を始めとする我が国伝存の舊鈔本とは全く別系統のものと考へざるを得ない。そして「広大本」はこの写本に比べると、「単疏刊本」により近いものだというべきである。

ただ黄氏が指摘するように、標起止がいずれも「南宋単疏刊本」よりも長文であることは、前章第六節における筆者の予想と符合するであろう。すなわち、唐写本は標起止が宋版よりも長文で、経文は全文を引用することが有り、注文もかなり長文の標起止ではなかったか、と予想したことである。もつとも黄氏はこの事実から、『周易正義』の本来は、経文・注文ともに省略していなかったのではないかと推測したわけであるが、これはいかがであろうか。唐初に孔穎達が見進した『周易正義』がすでに宋代の「八行本」と同じ体裁で、経文・注目を完備していたとは、他の『五經正義』の例からして、やはり考え難い。これまた前章第六節で述べておいたように、『正義』が経文・注目の全文を引用したかに見えるのは、『周易』経文の短さに起因するものだと考えるべきである。

なおこの写本が果たして唐写本(あるいはその系統を引くもの)であるのかどうか、今のところ筆者には断定し兼ねるが、『南宋単疏刊本』を訂正し得る箇所も若干例有るようだ。詳しい検討は後日に期したい。

附篇一 広大本周易正義校勘記

凡例

- 一 これは広大本「周易正義」の校勘記である。上段の卷・葉数並びに引用文は「広大本」に拠る。
 - 二 校勘は「広大本」と「南宋刊单疏本」との異同を示すことを第一の目的とする。「広大本」における明らかな誤写・脱字の部分は取り上げなかったが、誤りと判断できるものでも、参考として挙げることもある。
なお異体字（万↓萬 与↓與 など）・踊り字は省略している。
 - 三 また標起止の異同はこの「附篇一」の末に別掲した。
 - 四 舊鈔本として「嘉業堂刊本」・「海保漁村所蔵本」・「静嘉堂所蔵本」との異同も、可能な限り挙げた。ただし「海保漁村所蔵本」は「周易校勘記舉正」に拠り、「静嘉堂所蔵本」は長沢規矩也氏「周易校勘記補遺（一）」に拠るものである。
 - 五 必要に応じて「八行本」・「阮元本」にも言及するが、しかしこれらは全体に亘って対校したものではない。
- ここに用いた略号は以下の通り。
- 单本……南宋刊单疏本（『易經集成』所収本）
 - 八本……南宋刊八行本（汲古書院影印『周易注疏』）
 - 阮本……嘉慶二十年刊『周易注疏附校勘記』
 - 嘉本……嘉業堂刊『周易正義』
 - 海本……海保漁村『周易校勘記舉正』（日本儒林叢書）三編所収本
 - 静本……長沢規矩也氏「周易校勘記補遺（一）」に拠る。

卷第一

1b 序 唯魏世王輔嗣之注獨冠古今

3a 序 今既奉 勅刪定

3a 序 去其花而取其實

3a 序 至十六年又奉勅

3b 八論 國子祭酒：孔穎達奉勅撰定

3b 八論

八論
自此下分爲八段
(八論の題目無し)

单本「見」に誤る。

单本は「勅」字で改行する。

諸本「華」に作る。

单本は「勅」字で改行する。

单本・嘉本「國子祭酒：孔穎達奉勅撰定」に作り、

「勅撰定」以下は次行。

なお单本・嘉本・阮本は「穎」、八本は卷二で「穎」に作る。

单本・嘉本「八論」二字無し。

单本は「自此下分爲八段」の次行から、八論の題目を

第一論易之三名

第二論重卦之人

第三論三代易名

第四論卦辭爻辭誰作

第五論分上下二篇

第六論夫子十翼

第七論傳易之人

第八論誰加經字

のように八行に亘って列挙する。嘉本は二段四行に列挙する。

4b	第一論	崔觀劉貞簡
5a	第一論	普用此義
6b	第一論	則乾鑿度云
9a	第二論	伏犧神農黃帝之書
10a	第三論	故易緯云因代以題是也
10a	第三論	雖欲无所避棄
10b	第三論	着七八九六之爻棄
11a	第四論	通卦驗又云蒼芽通靈
11a	第四論	王用享於岐山
11a	第四論	不應云王用享於岐山
11a	第四論	武王視兵之後
12b	第六論	先儒更无異端
13a	第七論	以授魯橋疵子庸
13b	第七論	獨得不焚
14a	第八論	安前漢孟嘉易本云
14b	第八論之後	周易正義八論之終

(この本には字数の記載無し。)

- 単本も「貞」の下を一字空格す。 嘉本も空格す。
 諸本「並」に作る。
 諸本「即」に作る。
 単本「皇」に誤る。
 諸本「題」下に「周」字有り。 嘉本「周」字無し。
 諸本「遐」に作る。
 諸本「著」に作る。
 諸本「牙」に作る。
 諸本「亨」に作る。
 諸本「亨」に作る。
 諸本「觀」に作る。
 諸本「論」に作る。
 諸本「庇」に作る。
 諸本「禁」に作る。 嘉本「焚」に作る。
 諸本「安を」「案」に、「嘉」を「喜」に作る。
 単本にこの八字無く、「周易正義卷第一」の七字有り。
 嘉本「周易正義八論之終」 海本「周易正義八論終」
 単本は一行を空けて「計五千三百六十七字」の字数の記載有り。
 嘉本にも字数の記載無し。

- 9a 乾上九
其悔若亢
- 9a 乾上九
純陽進極
- 9a 乾上九
至天上而極盛
- 8b 乾九四
用心存公進不在私者
- 8a 乾九四
但迫於下群衆未許
- 8a 乾九四
上下皆无定位所處也
- 7b 乾九四
猶疑惑也
- 7a 乾九三
可與言幾也
- 6a 乾九二
仍有陽存
- 5a 乾九二
二爲大人
- 4a 乾九二
九二見龍至大人
(この本には乾卦のみ標起止で改行。)
- 3a 乾初九
他皆効之
- 3a 乾初九
此潛龍始起在建子之月
- 1b 乾
難取物象乃以人事而爲卦名者
- 1b 乾
諸本「雖」に作る。
- 1a 乾
三三 乾元亨利貞(貞字を欠筆)
乾者作用之稱
- 1a 乾
國子祭酒……孔穎達奉
- 諸本「乾下乾上」(双行小字)有り。嘉本も欠く。
- 諸本「體」に作る。
- 諸本「雖」に作る。
- 諸本「比」に誤る。
- 諸本「八本」に作る。
- 諸本「八本」に作る。
- 諸本「九二」の上を二字分空格し、前の正義文に続ける。以下同じ。
- 諸本「放」に作る。
- 諸本「夫」に誤る。
- 諸本「言」無し。
- 諸本「或」に作る。
- 諸本「住」に誤る。
- 諸本「在」に誤る。
- 諸本「言」有り。
- 諸本「存」に作る。
- 諸本「言」有り。
- 諸本「惑」に作る。
- 諸本「在」に誤る。
- 諸本「上」を脱す。阮本「天上」を「大」に誤る。
- 諸本「無」に作る。
- 諸本「雖」に作る。八本・嘉本「進」に作る。
- 諸本「无」に作る。
- 嘉本は同一行に「勅撰」二字有り。
- 嘉本は全書を通じて改行。
- 嘉本「做」、嘉本「放」に作る。
- 嘉本「海本・静本」に作る。
- 嘉本「海本・静本」に作る。
- 嘉本「海本・静本」に作る。

9b 乾上九 无祇悔元吉之類是也

单本二字空格す。諸本「元吉」無し。海本・静本「元吉」有り。

9b 乾用九 聖人能得天德則是群龍之義也

諸本「見」に作る。

9b 乾用九 非是一爻之九

单本「凡」に誤る。

10a 乾象 所以名爲象也

单本「明」に誤る。

13a 乾象 恐學者之徒勞心不晷也

单本「牽」に誤る。

13a 乾象 但萬物之體

单本「釋爲」に誤る。

13a 乾大象 今夫子釋此卦之所象

单本「其」に誤る。

13a 乾大象 火在水上未濟也

单本「末」に誤る。

18a 乾文言 土則分王四季

单本「士」に誤る。

19b 乾文言 亦有先云亨更陳餘事於下

諸本「乃始」に作る。

20a 乾文言 隨時由變

諸本「曲」に作る。

20a 乾文言 利是益利也

諸本「利益」に作る。

21a 乾文言初九 心志守道

八本「志」を脱す。

22a 乾文言九三 可與言幾者

諸本「言」無し。

22b 乾文言九三 不驕者謂居下體之上位而不驕也

諸本この十一字無し。

(傍注に曰く「自是十一字衍文」)

26b 乾文言三節 故云天下治也

八本「也」を脱す。

27a 乾文言三節 貌恭心狠

单本・八本「恨」に作る。

27b 乾文言三節 未之能也

单本「未」に誤る。

嘉本・静本「狠」に作る。

嘉本・静本十一字有り。

静本「言」有り。

嘉本「益利」・静本「剝是益利也」。

海本・静本「於下」に作る。
静本「由」に作る。

29b	乾文言三節	明龍潛見之義	八本・嘉本「明龍潛龍見之義」に作る。
29b	乾文言五節	初末雖无丕位	諸本「正」に作る。
29b	乾文言六節	上第五節	諸本「六」に誤る。
30a	乾文言六節	所以今日潛者	諸本「日」に誤る。
30a	乾文言六節	以時未可見	諸本「末」に誤る。
31b	乾文言	故心或之也	諸本「惑」に作る。 既本「或」。 嘉本・海本・靜本「五」に作る。
31b	乾文言	是疑或之辭	諸本「惑」に作る。 嘉本・海本・靜本「日」に作る。
31b	乾文言	是疑或之辭	諸本「惑」に作る。 嘉本・海本・靜本「或」に作る。
卷第三			
4b	坤初六象	不敢于亂先聖正經之辭	諸本「于」に誤る。 八本・嘉本「干」に作る。 是なり。
4b	坤初六象	故分爻之象辭	諸本「文」に誤る。
4b	坤初六象	與傳年附	諸本「文」に誤る。 海本・靜本「與傳年相附」
5a	坤初六象	不可不制其節度	諸本「尊」に誤る。
7b	坤上六	故曰戰于野	諸本「戰」無し。 嘉本・海本・靜本「戰」有り。
7b	坤上六	則柔而又圓	諸本「則」下に「是」字有り。 嘉本・海本・靜本「是」無し。
8a	坤文言	即不敢爲物之先	諸本「如」に誤る。 嘉本・海本・靜本「至」有り。
8a	坤文言	則上云履霜堅冰至是也	諸本「至」無し。 嘉本・海本・靜本「至」有り。
8b	坤文言	由辨之不早辨者	諸本「辨」に作る。 以下同じ。 嘉本・海本・靜本「辨」に作る。
8b	坤文言	乃終至禍亂	諸本「利屬」に作る。 嘉本・海本・靜本「乃」無し。
11a	屯象	不言利者始屬利於貞	諸本「利屬」に作る。

12a 屯象

造物之始始於冥昧者

諸本「于」に作る。

嘉本「於」に作る。

14a 屯六三

獵先虞官適度鹿之所在

諸本「獵」下に「人」字有り、「適」を「商」に作る。

15a 屯九五

不容他人間廁其間

諸本「間」下に「也」字有り。

嘉本無し。

15b 蒙

師若以廣深之義

諸本「二」に作る。

(浦鏗「之」に作るべしという。)

16a 蒙

乃所避是也

諸本「巧」に作る。

16a 蒙象

蒙亨以亨行得時中者

諸本「得」無し。

17a 蒙初六

小爾雅云

諸本「小雅」に、嘉本「爾雅」に誤る。

海本「小爾雅」に作る。

18b 蒙六五

是委二也

諸本「委」下に「任」字有り。

嘉本無し。

19b 需

或以兼象爻而爲卦德者

諸本「象」下に「兼」字有り。

嘉本無し。

20a 需大象

正義曰坎既爲險又爲雨

單本・八本「雨」下を空格す。

22b 需初九

故待在于郊

諸本「待」下に「時」字有り。

嘉本「也」有り。

23a 訟象

猶人意懷險惡惟又剛健

諸本「性」に作る。是なり。

嘉本「往」に作る。

23b 訟象

可以獲中吉謂獲中正之吉

單本「吉」を「言」に誤る。諸本「正」を「止」に作る。

23b 訟象

不使訟又至也

諸本「使訟不至也」に作る。

25a 訟九二

方十里爲城

諸本「成」に作る。

嘉本「城」に作る。

25a 訟九二

即此三百戶者一城之地也

諸本「成」に作る。

嘉本「城」に作る。

25b 訟九二

故須貞正自危

諸本この句の下に「厲故曰貞厲然六三柔體不爭」十二字有り。

(傍注)厲故曰貞厲然六三柔體不爭 異本ニアリ此十二字)

卷第四

5a 比象 原筮元永貞剛无咎以筮剛中者

5a 比象 群陰未得其處

7a 比六四 正義曰五應於二

(傍注一九五顯比到使中也 已上ノ八字一本也)

諸本この句の上に「九五顯比至使中也」八字有り。

8a 比九五 則背去者與來向己者悉親附

諸本「背」下に「已」字有り、「者」下に「皆」字有り。

10a 小畜象 貴於止往

諸本「上」に作る。 海本「止」に作る。

11a 小畜大象 君子以辨上下尊卑之義

諸本「君子以辨上下取上下尊卑之義」に作る。

12a 小畜九五 即必實富貴

諸本「即必富實」に作る。

12b 小畜上九 尚德積載者

諸本「積」無し。

13a 小畜上九 不可得盡陵者

諸本「得」無し。 嘉本「得」有り。

14a 履象 是柔之履剛

單本「則」に誤る。

15b 履九三 以履虎尾

諸本「以」下に「此」字有り。 嘉本無し。

16b 履九五 以其位正當也

單本「正」下を二字分、八本は一字分空格す。

17a 泰象 止由天地氣交而生養萬物

八本以下の諸本「正」に作る。

19a 泰九三 此九三將棄三而向四

單本「二」に誤る。

21b 否大象 辟其陰陽危運之難

單本・八本・海本「厄」に作る。 嘉本「危」に作る。

22a 否六二 良明否閉小人防之以得其道

諸本「由」に作る。

22a 否六三 所包承之事唯羞辱也

海本「所」の下に「以」有り。

- 24a 同人象 諸卦之象辭 諸本「謂」に誤る。 嘉本「諸」に作る。
- 26b 同人上九 注 郊者至其志 単本も同様に「注」の下を空格す。
- 27a 同人上九 楚愛國愈甚益爲它災者 諸本「楚」上に「楚人亡弓不能亡」七字有り。是なり。
- 哀公六年 哀公六年 諸本「公」無し。 嘉本有り。
- 卷第五
- 1b 謙大象 哀揚其善 諸本「褒」に作る。
- 1b 謙初九 雖无交地之害 諸本「切」に作る。
- 2b 謙九二 車材疆壯 諸本「疆」に作る。
- 5a 謙象 以結君子能終之義也 単本「君子」二字を空格す。
- 5a 謙象 卑者謙而不可踰越 八本以下の諸本「者」を脱す。
- 5b 謙大象 衷多者 単本・八本「衷」に誤る。以下同じ。
- 5b 謙大象 物更衷聚施益多也 諸本「彌」に作る。
- 6b 謙六二 謙聲名也 諸本「謂」に作る。
- 8a 豫 不可長行以經邪訓俗 諸本「邦」に作る。
- 8b 豫象 故日月石過而四時不忒 諸本「不過」に作る。
- 13a 豫象 大亨利无咎而天下隨時者 諸本「貞」に作る。
- 13a 隨象 若不以大亨利貞无咎 諸本「利」無し。
- 13b 隨象 釋隨時之義 八本「釋」を脱す。
- 15a 隨六三 正義曰四俱无應 諸本「四」下に「三」字を脱す。 嘉本・海本「三」字有り。是なり。

15b 隨上六 維之王用享于西山者
 16a 蠱 甲後三日取丁寧之義
 16b 蠱 援極危難
 17b 蠱 往當有事
 17b 蠱 處事之首以柔之首
 21a 臨上六 行此中知之行
 21a 臨上六 志在助賢
 24a 觀上九 為衆所觀
 24b 噬嗑象 乃後言曰某卦
 25a 噬嗑象 所居陽位
 25a 噬嗑象 輔嗣此注恐思之適五位
 25b 噬嗑象 是滅下而益上卦
 25b 噬嗑象 故雖貞正自厲
 27a 噬嗑上九 何謂擔荷
 27a 噬嗑上九 荷擔枷械
 29b 賁六四 尋常刑罪
 30b 賁六五 若得匪有寇難
 32a 剝初六 則不糜費財物
 言牀足以剝也

諸本「亨」に作る。
 八本「甲」を脱す。
 諸本「拔」に作る。
 八本「位」に誤る。
 諸本「以柔之首」四字無し。
 諸本「和」に作る。
 單本「至」に誤る。
 八本「衆」を脱す。
 諸本「復」に作る。
 諸本「陰」に誤る。
 諸本「畏」に作る。
 諸本「三」に誤る。
 諸本「危」に作る。
 諸本「檐何」に作る。
 諸本「何檐」に作る。
 諸本「當」に作る。 阮本「常」に作る。
 諸本「待」に作る。
 八本・
 諸本「已」に作る。 單本「以」に作る。
 諸本「後」に作る。
 海本「陽」に作る。
 嘉本「思」に作る。
 嘉本・海本「下」に作る。
 嘉本「擔荷」に作る。
 嘉本「荷擔」に作る。
 海本「得」に作る。
 嘉本「靡」に作る。

32b 剝六二 此爲蔑甚極

八本・ 嘉本「爲」を脱す。

33b 剝上九 養育其民

八本「其」下を空格す。

33b 剝上九 若小人處此位爲君

諸本「言」に作る。

卷第六

1b 復象 今示法爾

諸本「以」に作る。

4b 復六三 去復未示甚大遠

單本「末」に誤る。

6b 无妄大象 其德乃爾耳

諸本「爾」、監・毛本「耳」を脱す。嘉本「爾」有り。海本「耳」を脱す。

8b 无妄九五 急逢禍患

諸本「忽」に作る。

10b 大畜九二 輿說其輻

「阮本（十行本以下の諸本）「輶」に作る。

15b 大過 以極患難

諸本「拯」に作る。是なり。以下同じ。

16b 大過九二 朽老之夫

「阮本（十行本以下の諸本）「枯」に作る。

18a 大過九四 何得云不被橈于在下

單本・八本・「阮本」之に誤る。毛本・嘉本・海本「云」に作る。

21a 坎象 故使地之所載之物保守

八本「使」を脱す。

24b 離象 是以畜牝牛吉者

諸本「畜」を脱す。 嘉本「畜」有り。

26a 離六二 故象曰得中道

諸本「云」に作る。是なり。 嘉本「曰」に作る。

卷第七

1b 咸 咸亨利貞娶女吉者

諸本「取」に作る。下同じ。 嘉本「娶」に作る。

4b 咸九五 雖諸說不同

八本「諸」を脱す。

5a 恒 濟彼王事

諸本「三」に作る。

6b 恒象

正義曰咸明感應

单本「咸」下を二字空格す。

8b 遯 須遯而後得通故曰遯而後得通

諸本この七字無し。

嘉本七字有り。

10b 遯九四 若好遯君子超然不顧

单本「吉」に誤る。

11b 大壯大象 誠誠以非禮勿履也

諸本「誠」無し。阮本「誠」無し。

12a 大壯九三 用之以爲羅罔於己

八本「以」を脱す。

12b 大壯六五 正義曰羊剛狼之物

諸本「很」に作る。阮本「狼」に作る。

13a 大壯六五 必有喪其羊之理

八本以下の諸本「有必喪之理」に作る。

14a 晉象 俱不盡一日者

八本以下の諸本「者」を脱す。

14b 晉大象 準此二說

单本「准」に作る。

15a 晉六二 故曰貞吉也

单本「正」に誤る。

21b 家人上六 刑于寡妻以着於外

諸本「著」に作る。

23a 睽初九 見謂遜接之

諸本「之」下に「也」字有り。八本「見」を脱す。

23b 睽六三 不能得進也

八本「不獲進也」に作る。

24b 睽上九 故爲是舉筵與楹

諸本「是」無し。嘉本「不得進也」に作る。嘉本「是」有り。

24b 睽上九 與縱橫好醜恢詭譎怪

諸本「舉」に作る。

25a 蹇 蹇利西南不利東北者

八本以下の諸本「蹇」を脱す。

卷第八

7a 益六三 用此以救衰厄

諸本「危」に作る。

7b 益六三 宜以文德變理

单本・八本「變」に作る。

10a	10b	10b	14b	14b	18b	19b	21a	21a	22a	22b	22b	24b	26a	26a	26b	27a	1a	1b
夬初九	夬九四	夬九四	姤九五	姤九五	升大象	升上六	困九二	困九二	困九四	困九五	困九五	井大象	井九五	井九五	井上六	革象	鼎	鼎象
熟知不勝果決而往	正義曰臀无膚其行越越者	羊者牴狼難移之物	杞性柔佞	且屈撓	積小以成高大者	然榮不可久	正義曰困于酒食朱紱方來利用亨祀者	欲棄之	乃寬緩修其德	若能不遂迷志	勤恤民德	必須井潔而寒泉	凡物可快成者	如此大通利貞	變革而當理	以供烹飪之用	特性而已	
諸本「孰」に作る。	諸本「次且」に作る。	諸本「很」に作る。	單本・八本「刃」に作る。	單本・嘉本「撓」に作る。	諸本「成」無し。	諸本「勞」に作る。	諸本この八字無し。	八本「乘」に誤る。	諸本「道德」に作る。	單本「君」に作る。	單本・海本・阮本「隱」に作る。	諸本「凡物可收成者」に作る。	諸本「能」に作る。	諸本「變」を脱す。	單本・八本「亨」に作る。	八本「牡」に誤る。		
		阮本・嘉本・「狼」に作る。	阮本・嘉本・「佞」に作る。	阮本・八本・「撓」に作る。	海本「成」有り。	海本「榮」に作る。	嘉本八字有り。				八本・嘉本「德」に作る。	嘉本「潔」に作る。	嘉本「凡物收成者」に作る。	海本「變」有りて「理」無し。	阮本・嘉本「烹」に作る。以下同じ。			

4b 震

撓鼎之器

諸本「撓」に作る。

嘉本「撓」に作る。

5a 震

取赤心之義

諸本「取」下に「其」字有り。

嘉本無し。

8a 艮

既兆而止則傷物情

單本「兆」を脱す。

8b 艮象

艮止也者說其名也

諸本「訓」に作る。

8b 艮象

時止則止時行則行

單本「時」に誤る。

8b 艮象

自各有時運

單本「若」に作る。

10a 艮九三

是分裂其資

諸本「列」に作る。以下同じ。

嘉本・海本「裂」に作る。

10b 艮六四

注止求諸身者求責也諸之也

諸本この六字を欠く。

嘉本六字有り。

13a 漸九三

故曰鴻漸于陸也

八本「漸」を脱す。

13a 漸九三

利用禦寇者異體合好

諸本「用」無し。

嘉本・海本「用」有り。

14b 歸妹

若妾進求寵

諸本「妾」に作る。阮本「妾」に作る。

15b 歸妹象

此因六三六五乘剛

八本「二」に誤る。

16b 歸妹初九

此爲少女作此例也

單本・八本「比」に作る。阮本・嘉本「此」に作る。

17b 歸妹六五

雖所居貴位然長不如少也

八本「貴」を脱す。

20a 豐六二

陰又處於內

諸本「陰」を脱す。八本「陰」有り。

20b 豐九三

是所以豐其沛

諸本「在」に作る。

海本「其」に作る。

卷第十

2b 旅九四

九四處上體之下

單本「九四」の上を二字空格す。

4a 巽象

明柔皆順剛之意

單本・阮本「則」作る。八本・嘉本「明」に作る。

4b 巽大象 故君子象之

6a 巽九五 已服其罪

8a 兌九四 此之爲喜

9a 渙象 建立宗廟而祭亨

9b 渙象 何因得亨通濟難利貞而不邪乎

10a 渙初六 可用馬以自拯援而得壯吉也

12b 節九二 正義曰不出門庭凶者

15b 中孚六三 正爲不當其位妄進故也

15b 中孚六四 上承於五

16a 中孚上九 信衰則詐起

16a 中孚上九 虛聲遠聞也

16a 中孚上九 何可久長也

19b 少過六五 少過之弋

21a 既濟大象 故君子思其後患而豫防之也

22b 既濟六四 懼其侵事

23a 未濟 小狐汔濟

卷第十一

2b 繫上一章 謂天以剛陽

2b 繫上一章 不得其位矣

單本・八本「則」、阮本「訓」に作る。嘉本「象」に作る。

諸本「民」に作る。

八本この句の上に「除邪」二字有り。

單本・八本「亨」に作る。阮本・嘉本「亨」に作る。

諸本「由」に作る。

諸本「拔」に作る。

單本「若」に誤る。

諸本「止」に作る。

單本「之」に誤る。

單本「誰」に誤る。

單本「進」に誤る。

諸本「也」無し。

諸本「才」に作る。

諸本「也」無し。

諸本「克」に作る。

單本「沆」に誤る。

嘉本「也」有り。

嘉本「弋」に作る。

嘉本「也」有り。

諸本「謂」無し。嘉本「謂」有り。

八本以下の諸本「不」上に「則」字を衍す。

5b 繫上一章 正義曰方有類者

諸本「曰」下に「云」字有り。

嘉本無し。

5b 繫上一章 既是非類

諸本「即」に作る。

5b 繫上一章 正義曰天地之道

諸本「曰」下に「云」字有り。

5b 繫上一章 正義曰聖人不爲

諸本「曰」下に「云」字有り。

6b 繫上一章 正義曰天下之理

諸本「曰」下に「云」字有り。

8a 繫上二章 諸皆嫌其吉凶不明

諸本「諸」無し。

海本「諸」有り。

8b 繫上二章 則是吉象之竟

諸本「境」に作る。

12b 繫上三章 故知死生說者

八本以下の諸本「生死」に誤倒す。

12b 繫上三章 知生死數也

諸本「知死生之數也」に作る。

13a 繫上三章 言變所以明吉凶者

諸本「變」下に「化」字有り。

嘉本無し。

13a 繫上三章 生乎變者

諸本「言」に作る。

嘉本「生」に作る。

16a 繫上四章 是易无體也

單本「骨」に誤る。

21a 繫上五章 正義曰聖人雖體道以爲用者

諸本「曰」下に「云」字有り。

嘉本無し。

卷第十一

2a 繫上六章 此覆說前文見天下之至頤

諸本「至」無し。

海本「至」有り。

2a 繫上六章 必擬度之而後言者也

諸本「者」無し。

嘉本「者」有り。

2b 繫上六章 若擬議於惡則惡亦隨之

諸本「議」無し。

嘉本・海本「議」有り。

4b 繫上七章 故引乾之上九亢龍有悔

單本「海」に誤る。

4b 繫上七章 機事不密則害成者機謂幾微之事

諸本「幾」に作る。

5b 繫上七章 以此小人而居貴位

7b 繫上八章 陽爻一百九十二爻別三十六

8b 繫上八章 言易理備盡天下能事畢

9a 繫上六章 韓氏親受業於王弼

9b 繫上六章 此著何因得用也

10a 繫上九章 又明易之深遠窮極機神也

12b 繫上九章 章首論聖人道四焉

13a 繫上九章 二是至變變則唯幾也

15a 繫上十章 吉亦民之所憂也

15b 繫上十章 神武而不殺者夫

16b 繫上十章 猶版上走圍也

19a 繫上十一章 所以告吉凶所斷而行之行

21a 繫上十二章 形而下者謂之器

卷第十三

6a 繫下二章 或水漁以罔魚鼈也

6b 繫下二章 大皞包犧氏風姓也

6b 繫下二章 或謂之宓犧氏

6b 繫下二章 驪速氏

7a 繫下二章 繞蚯蚓樞星

单本・八本・嘉本「比」に作る。阮本「此」に作る。

单本「則」に作る。

单本・八本「畢」無し。阮本・嘉本「畢」有り。

单本・八本「親」下を一字空格す。

諸本「由」に作る。

諸本「幾」に作る。嘉本「機」に作る。

諸本「人」下に「之」字有り。

单本「口」に誤る。

諸本「患」に作る。嘉本「憂」に作る。

八本「而」を脱す。

諸本「版」を「阪」に作る。八本「圍」を「丸」に作る。

諸本「凶」下に「告」字有り。

諸本「器」下に「者」字有り。嘉本無し。

諸本「澤」に作る。(浦鏗「漁」に作るべしという。)

諸本「皞」の下に「帝」字有り。

諸本「虞」に作る。

諸本「連」に作る。

諸本「北」に作る。

8a 繫下二章 蝓牛生蝓

諸本「瞽瞍」に作る。

8a 繫下二章 蝓妻生握登見大蚯

諸本「蝓」を脱し、「蚯」を「虹」に作る。

9a 繫下二章 衣裳辨貴賤

單本・八本「辨」に作る。 阮本・嘉本・辨」に作る。

9b 繫下二章 蓋爲此也

諸本「量」に作る。 嘉本・海本「蓋」に作る。

10b 繫下二章 後世聖人易之以棺槨者

諸本「椁」に作る。 以下同じ。 嘉本「槨」に作る。

11a 繫下三章 吉凶生而悔吝著者

諸本この句の下に「動有得失故吉凶生也」九字有り。

14b 繫下四章 何不利之有者

單本「之有」、八本「有」を脱す。 嘉本・海本「之有」有り。

15a 繫下四章 善不積不足以成名至何校滅耳凶

諸本「陽多爲剛陰多爲柔也」に作る。 是なり。

19a 繫下五章 陽多爲柔陰剛也

諸本「虞」に作る。

19b 繫下五章 多有悔吝憂慮

諸本「來事」に作る。

21b 繫下六章 能以利益於物

八本「以」を脱す。

24b 繫下七章 略舉二爻餘爻倣此也

諸本「一」に誤る。 嘉本・海本「二」に作る。

28a 繫下九章 恒易略不有艱難

八本「難」に誤る。

28b 繫下九章 今以險阻逆告於人

諸本「阻險」に作る。 嘉本「險阻」に作る。

30b 繫下九章 故其辭屈撓不能申也

諸本「撓」に作る。

卷第十四

1b 說卦 八卦所名之象

諸本「爲」に作る。

1b 說卦 將明聖人引伸因重卦之意

單本「卦」字を空格す。

3a	說卦	欲極於數度得吉凶之審也
6a	說卦	故聖人作易以逆觀來事也
6b	說卦	是有其象役
9b	說卦	言此馬有牙如鋸能食虎豹
9b	說卦	的有似星之著天也
10a	說卦	白額爲的額
11a	說卦	取使曲者
11a	說卦	聽勞則耳病也
11b	說卦	取其中堅固動也
12b	序卦	以六門往攝
13a	序卦	是人事門也
13a	序卦	如賁盡到剝
13a	序卦	故以取其義人理也
13a	序卦	若无用孔子序卦之意
13b	序卦	故爲物之始生也

諸本「庶」に作る。 嘉本・海本「度」に作る。

諸本「觀」に作る。 嘉本・「觀」に作る。

諸本「勞」に作る。 是なり。

諸本「倨」に作る。 毛本・嘉本「鋸」に作る。

諸本「的」無し。 海本「的」有り。

諸本「額」に作る。 阮本「額」に作る。

諸本「取」下に「其」字有り。

諸本「痛」に作る。

諸本「内」に作る。

八本「主」に作る。

八本「門」を脱す。

諸本「致」に作る。

諸本「義」無し。 八本「人」無し。 嘉本・海本「義」有り。

諸本「元」に作る。 海本「无」に作る。

諸本「之」を脱す。 嘉本・海本「之」有り。

単本の最終葉に列銜有り。

広大本・単疏刊本標起止異同表

卷第七

14a 晉大象 象曰明德 (右側……広大本)

象曰明出至明德 (左側……単疏本)

卷第九

6a 震六二 六二震來至剛也

六二震厲來至剛也

7a 震六三 注位非一

注位非所處故懼蘇蘇又云懼行而无咎

8b 艮象 象曰艮止也至其所也

象曰艮止至无咎也

9b 艮初六 初六艮其至正也

初六艮其至未失正也

9b 艮六二 六二不拯至聽也

六二艮其腓至退聽也

11a 艮六五 六五艮其至正也

六五艮其輔至中正也

12b 漸六二 六二至素飽也

六二鴻漸至不素飽也

12b 漸六二 注磐山一

注磐山石之安也

13a 漸九三 注陸高一

注陸高之頂也

14a 漸九五 注進以一

注進以正邦三年有成

14a 漸上九 上九其羽至可亂也

上九鴻漸至不可亂也

14b 歸妹 歸妹至攸利

歸妹征凶无攸利

15b 歸妹象 注以征一

注以征至之逆

16b 歸妹初九 注夫承嗣一

注夫承嗣以君之子雖幼而不妄行

17a 歸妹六三 六三歸妹至未當也

六三歸妹以須至未當也

18a 歸妹上六

上六至虛筐也

上六女承至虛筐

19b 豐初九

初九遇配主雖旬无咎至通過旬災也

初九遇其至旬災也

20a 豐初九

注過均一

注過均則爭交斯叛也

20a 豐六二

六二豐其鄰至發志也

六二豐其至發志也

20b 豐九三

九三豐其至用也

九三豐其沛至可用也

21a 豐六五

六五來章有慶譽吉也

六五來章至有慶也

21b 豐上六

上六豐其屋天一至自藏也

上六豐其屋至自藏也

卷第十

4a 巽象

注明无一

注明无違逆故得小享

4b 巽九二

九二巽至象日中也

九二巽在至得中也

5a 巽九三

九三至象曰頰一窮也

九三頰巽至志窮也

5a 巽六四

六四田獲至有功也

六四悔亡至有功也

6a 巽九五

九五貞一象曰九五至正中

九五貞吉悔亡至正中

6a 巽上九

上九巽在至乎凶也

上九巽在牀下喪其至正乎凶也

6a 兌

兌亨利

兌亨利貞

7b 兌九四

九四商兌一至有慶也

九四商兌至有慶

8b 渙

渙享王至利貞

渙享至利貞

9a 渙象

注凡一

注凡剛至利貞也

9b 渙象

注乘木一

注乘木即涉難也木者專所以涉川也

10a	渙初六	初六用極馬至吉順也 初六用拯至順也
10a	渙六三	六三渙其躬无悔至志在外也 六三渙其至在外也
10b	渙六四	六四渙其群至元吉——大也 六四渙其羣至光大也
11a	渙九五	九五渙其王居至正位也 九五渙汗至正位也
11a	渙上九	上九渙其血至害也 上九渙其血至遠害也
11b	節	節亨苦節不可貞 節亨苦節不可貞
11b	節象	象曰節亨至害民 象曰節亨至不害民
12a	節大象	象曰澤上有至德行 象曰澤上至德行
12b	節初九	注爲節—— 注爲節之初將整離散
13a	節六四	六四安節亨至承上道也 六四安節至上道也
13b	中孚	中孚豚魚至利貞 中孚豚魚至利貞
15b	中孚初九	象曰初九至未變也 初九虞吉至未變也
15a	中孚六三	六三或鼓至不當也 六三得敵至不當也
15b	中孚六四	六四幾望至類上也 六四月幾至類上也
16a	中孚九五	九五有孚攣如位正當也 九五有孚至正當也
16a	中孚上九	上九翰音登于天至可長也 上九翰音至可長也
16a	小過	小過亨利貞可小事不可大事飛鳥至大吉 小過亨至大吉
17a	小過	注飛鳥—— 注飛鳥遺其音聲哀以求處

- 17b 小過大象 象曰山上至過乎儉
象曰山上至過乎儉
- 18a 小過六二 六二過其祖至可過也
六二過其至可過也
- 18b 小過九三 九三弗防之至如何也
九三弗過至如何也
- 19a 小過九四 注夫宴安酖毒不可懷也
注夫宴安酖毒不可懷也
- 19b 小過六五 注除過至能雨也
注除過至能雨也
- 19b 既濟 既濟亨小利貞初吉終亂
既濟亨至終亂
- 20b 既濟象 象曰既濟亨至道窮也
象曰既濟至道窮也
- 22a 既濟六四 六四繻有衣至所疑也
六四繻有至所疑也
- 22b 既濟九五 注沼沚之毛蘋蘩之菜可羞於鬼神
注沼沚之毛蘋蘩之菜可羞於鬼神

- 22b 既濟九五 注在於合時
注在於合時
- 23a 未濟 未濟亨至攸利
未濟亨至攸利
- 23b 未濟象 象曰未濟至續終也
象曰未濟至剛柔應也
- 24a 未濟初六 初六濡其尾至不知極也
初六濡其至知極也
- 24a 未濟初六 注不知
注不知
- 24a 未濟初六 注不知紀極者
注不知紀極者
- 25a 未濟六五 六五貞吉至君子之光其暉吉也
六五貞吉至暉吉也
- 25b 未濟上九 上九有孚至節也
上九有孚至不知節也

附篇二 周易要事記（解題・本文）

本稿第二章で述べたように、広大本「周易正義」には「周易要事記」・「周易命期秘傳略」という日本人の手に成る二種類の書物が附冊されている。筆者不勉強の故に、これらの書物の内容に関して、前者についてはともかく、後者は充分の理解が及んでいないうえに、その分量も図表を含めてかなり多いものである。紙幅に限りがあるため、以下、「周易要事記」については解題と本文の翻刻を掲載するが、「周易命期秘傳略」については、内容の概略を紹介するにとどめ、その全文の翻刻は後日に発表の機会を得たいと思う。

解題

先ず「國書總目録」（岩波書店）によれば、

- | | | | | |
|-------|----|-----|--------|---------------------------|
| 周易要事記 | 一冊 | 類漢学 | 著 五条為康 | 写 宮書（自筆） |
| | 一冊 | 類漢学 | 著 近衛家熙 | 写 陽明 |
| | | 類漢学 | 著 柏舟宗趙 | 写 慶大（周易抄の付） |
| | | 類漢学 | 著 柏舟宗趙 | 写 大東急（周易抄の付・周易要事式） |
| | 一冊 | 類漢学 | | 写 宮書・京大（元禄一一 永井清昌写 舟橋経賢写） |

とあって、ここにはどういうわけか「広大本」の著録が見えないのであるが、現在では数種類の写本が伝えられていることが分かる。また「広大本」とは異なつて、「周易正義」以外の書物に附載されているものの方が多いようである。そして慶応大学の所蔵本については、すでに阿部隆一氏「慶応義塾図書館新収善本解題」(慶応義塾図書館月報)第16号一九五六年「阿部隆一遺稿集 第二巻」所収)が、积柏舟宗趙撰「周易抄」の解題に付して、簡単ながら以下のように説明されている。

周易抄 六卷 附周易要事記 积柏舟宗趙撰 (江戸初期)写 三冊

卷首に冠した「周易要事記」は柏舟の撰ではなく、撰者未詳、文明以前の編にかゝることは明かである。周易の伝授、伝習等に関する心得・儀式、易学の概説、和漢易学伝習の由来等を述べたもの。

また阿部氏が指摘されているように、この書物についてはつとに足利衍術氏「鎌倉室町時代之儒教」(日本古典全集刊行會 一九三二年 復刻版・有明書房 一九七〇年)にも、前掲「國書總目録」の冒頭に著録されている書物について、すでに次のような解題が有るので、これも参考になる。

周易要事記

撰者不詳

五條爲康手寫本一冊 圖書寮藏

此書は、潔齋式、行事式、影像式、受授式、受者式、授者式、授受禮、起請式、安著法、撰著法、筮式、筮呪願頌

文、筮畢式、名目式、讀易可避忌諱否、五十以前不讀易有其說哉、易學傳授、日本易學傳授等二十二條に分ち、周易の授受、傳習等に關する心得儀禮記事などを記したるものなり。撰者は不詳なるも、柏舟の周易抄、桃源の百禩の巻首にも全載すれば、文明以前の著たるは明なり。易學傳授の條に、孔子商瞿以來、宋儒に至る迄の傳統をあげ居れるより察するに、舊本の上に、室町時代の易學徒が増補せしものならんと想はる。而して増補者は詳ならず。なお参考までに「広大本」の標目を列挙してみると、以下の通りである。

*傳授式 潔齋式 行事式 影象式 *具物式 受授法 受者式 授者式 授受禮 *讀書音以呂音讀之如例
 起請式 *教授日時 安善法 撰善法 筮式 筮咒 名目式 讀易可避忌諱否事 五十以前不讀易有其說哉
 易學傳授生自何來哉 *讀書說 *内題說 *奥題說

右で*印を付したのは、足利氏の解題に見えない標目である。ただし内容にまで違いが有るのかどうか、筆者未調査につき不明である。なお「易學傳授生自何來哉」については、足利氏の解題では「易學傳授」と「日本易學傳授」との二つに分けているようであるが、おそらくこれはその内容に変わりは有るまい。

さて足利氏によれば、この書物は柏舟宗趙(1416-1495)「周易抄」の書写年代からして、文明年間(1469-86)以前の著作だということであるが、「舊本の上に、室町時代の易學徒が増補せしものならんと想はる」と述べておられるように、確かに本文「易學傳授」中に、

元應二年戊戌之年也。至明應二年乙卯、已得六百十八年也。

という記述が見えている。元応二年とは西暦では八七八年、明応四年とは一四九五年で、あたかも柏舟の没年に当たり、後土御門天皇の御代、將軍足利義澄の時代である。つまり、この年以後に書かれた内容を含んでいるわけである。あるいは標目「讀易可避忌諱否事」以下の部分が増補されたものであろうか。

このうち「日本易學傳授」の部分は、我が国における易学の繼承関係を述べて、筆者には興味深い。参考までに左にこれを系譜化してみよう。ただ、この文章も複数の資料を合わせたものようである。我が国の儒学に関する素養を欠く筆者には、他にこれに類することを記述した他の文献の有無を知らない。したがってこの箇所の意義をどのように評価してよいのか分からないのは残念である。

【眞言流】

一行阿闍梨—珙曇和尚—弘法大師—貞觀寺僧正—修理大夫臣見

大唐易學博士 駱漢中……—清行—日藏上人—小野僧正—小野少僧正—遍智院僧都

仁親—心也—信西—季親

【宿曜相傳者】

淨藏—法藏—接安—仁祚—忠允—彦祚—文質—懷尊

尋實

【算家相傳者】

文江—茂明—雅賴—爲長—爲康—行康

【明經相傳者】各見家系譜

さて「広大本周易要事記」は、每半葉十行、每行二十一字、全九葉から成る。本文の大字、双行小字の割注の他に、異本との校合や簡単な注釈を施した傍記のほかに、積音を示した二例の頭注が見られる。そして部分的に訓点が施されているものの、異体字・略字が「周易正義」に比べて多く、また誤字・脱字も少なくはない。さらに日本人の手に成る漢文のためか、よく意味の通らない箇所も見出せる。たとえば

「左叶經義大意」とは、「さも經義の大意に叶ふ」、

「聖廟習傳此術給」とは、「聖廟、此の術を習ひ傳へたまふ」

と読むのであろうが、筆者が日頃読み慣れている漢文ではない部分を含んでいる。したがって以下の翻刻文には誤りの少なからぬことが予想されるが、大方の御教示を願う所以である。

本文翻刻

凡例

- 一 これは広大本『周易正義』に付録された『周易要事記』を翻刻したものである。
- 二 異体字はおおむね正字体に改めた。また踊り字はその該当字に直した。明らかな誤字・脱字は訂正した。
- 三 双行小字の割注は「」内に、傍記・頭注は（ ）内に記した。
- 四 私見を以て句読点を施し、長文の箇所は適宜段落に分けた。また引用文等は「」を施した。
- 五 傍記の、たとえば「齊田何子莊(装イ)」とは、「莊」字を異本では「装」字に作る、という意味である。

一 傳授式

周易者三古九聖之秘書也。妄不可授之。欲受學之、先須潔齊、正心身、除不義、靜心修身、以學習之。齊居三七日。但天子三日、大臣七日、卿大夫以次第下降之。士已下三七日也。

一 潔齊式

居淨室。若无淨室、須洗淨常居。著淨衣。若无淨衣、可澣(澣、手管切、濯也)濯常服。不可飲食須肉葷鯉(鯉、先丁切、魚臭也)之物。絕房心淫、夫婦不可同席、不可同器。但可忌產穢・死穢・月水等。或朝食飯、夕服粥。初日五更沐浴。第二七月初日、又沐浴。第三七月初日、沐浴。但洗髮只在初日、後之初日、不可洗髮。

一 行事式

對影前、焚香擊鐘鼓、祈願。靜心凝慮、思忖道義、念救苦。天尊太乙神拋卦童子、亦卦童即六爻。神將飛(龍)伏、二神世應、兩時皆在前。北辰北斗念咒之。每清旦〔寅時或子時〕起坐向北方、拜天道。日中拜南方。常在先聖卦影前。凝思靜心、宜勿散亂心神矣。

一 影象式

造一位配、書之曰「周易先生之卦」。書此六字、名本尊。置香炉一口於前、華瓶在左右。燈炉左右、晝夜勿斷明。每朝備供物、設別机、依支度法、安善龜飯版等。

一 具物式

飯兩盃・菜六種・財八種、或依其堪否略之。飯與菜者、每改供之、勿令人伺望其室而已矣。

一 受授法

天子御讀之時、唯讀乾坤二卦與咸恆二卦。大臣已下至諸卿、讀上下經六卷、記授術了。其已下者、初一七日精進之後、免授本、令許可、令讀之。第十四日、讀第七卷、授筮法式「未可授口訣也」。第十五日、授六日七分命期等。滿三七日了、一部書・私記・口訣等授之。古者鄭玄注本旣之、今者王弼注用之。不讀略例一卷。或略儀讀。第一・四・七・八・九已上五卷讀之。

一 受者式

天子高座南面、攝錄對座北面、卿大夫同之。士已下乙座北面。但乙座之時者、師南面資北面也。高座對座之時者、師可向北也「對座者无甲乙也」。

一 授者式

天子諸大臣同日數而潔齊「三日七日同數也」。於其已下者、自第十五日、入淨室。第八日、雖葷辛酒姪腥臊、未可入同室也。但重受之人者、潔齊雖二七日可足也。若二七日時者、一七日可潔齊也。

一 授受禮

淨席二枚、對敷之。授者著座南面、受者再拜、而著座北面。置札於其間「二前」、敷淨布「或用紙二肘各敷」。已授卷之時、弟子退座、執卷而恭敬。師告而曰「須復本席」。弟子揖師。再告弟子。屈伏三告。弟子一拜而著座。

一 讀書音以呂音讀之如例

一 起請式

若在大夫已下者、須用起請、妄不可授人。又不可令授之。不可令披露此奧題儀式。不可以此書慢人。不可以此書爭戈。此說猥、不可教人。設教此書、不可貪名利。若猶有名利之心者、須禁爲師之儀。爲秘惜此書、強不可稱有名利之心。窮理盡性者、窮物之理義、盡己之情欲也。心有私甚可慎之也。不可輕忽此書。不可調弄此儀。深信聖人之遺典、可思先達之古儀者也。

一 教授日時

天子有定日如例。其餘入月庚子日、或入月取吉日。其忌日者、正月「辰巳亥」二月「戌巳未」三月「寅午戌」四月「未申酉」五月「巳卯」六月「酉子卯」七月「辰酉午」八月「午酉戌」九月「丑巳子」十月「亥卯」十一月「申午」十二月「酉未」

又甲乙日「酉時」丙丁「子時」戊己「丑時」庚辛「巳時」壬癸「未時」

忌之授受、并占筮取著龜、皆忌之。天子之外、夜陰可授之。但忌丙丁日。授筮之時、宜用浴淨。

一 安善法

其室南面、中央置床。床長五尺、廣三尺、高至臍上。亦案机於床前、當中安炉其前、安可置贖之隙。香奩於其前、其机二層造之、上層刻穴左之、一穴右之、以阜爨之、以糞納之、入贖中以安高（高瓦）床上、以錢并龜殼安香奩前、以龜殼安龜臺上。

一 揲著法「付錢法在口訣」

持策法、以左手握下、以右手握上、閉目乍坐三揖、以本安左掌、以右掌覆末、順轉誦咒。

一 筮式

筮者正整衣冠、北面焚香、以兩手授贖。蓋置爐與奩之間、出著去糞「糞色口訣」、置贖左「人右也」。執策以兩手執之。薰香、若人筮、則主人焚香。畢少退、對小（北）立。筮人進立於床前、少西南向受命。主人具述所占之事。筮人許諾。主人右還、對而立。筮人右還、對北立。

一 筮咒

頤頌文、易出天門、參駕九龍、上定三光、下定四時、天地陰陽、八卦五行、三皇五帝、文王孔子、六十四卦、各六爻、四十九著、十有八變、十二文錢、而成卦體。今日「某甲」來著上問、吉則言吉、凶則言凶。隨卦所趣、決定是

非、急急如律令。一筮畢式。

「誦奉送頌文曰、三光四時、二儀五行、皇帝周孔、卦爻著變、重交單折、內卦九龍、各還本宮、向後奉請、必垂降臨、必垂照鑒、急急如律令。禮拜七返、出堂〔以著如本納贖〕。」

一 名目式〔吳漢相交〕

乾〔平聲輕讀、純卦乾〕 蹇〔吳漢平讀 艮下坎上蹇〕 謙〔上聲讀 艮下坤上謙〕 坤〔平聲 純卦坤〕 艮
 「上聲 純卦艮」 困〔去聲 坎下兌上困〕 訟〔去聲 坎下乾上訟〕 升〔平聲 巽下坤上升〕 比〔去聲 坤
 下坎上比〕 否〔上聲 坤下乾上否〕 賁〔平聲 離下艮上賁〕 履〔上聲 兌下乾上履〕 離〔平聲 純卦離〕
 泰〔去聲 乾下坤上泰〕 兌〔吳音上聲 純卦兌 漢上聲〕 觀〔去聲 坤下巽上觀〕 渙〔平聲 坎下巽上渙
 或吳音上聲〕 坎〔去聲 純卦坎〕 咸〔平聲 艮下兌上咸〕 恒〔平聲 巽下震上恒 或吳音去聲〕 姤〔去
 聲 巽下乾上姤〕 晉〔去聲 坤下離上晉〕 震〔平聲 純卦震〕 損〔吳音平聲 兌下艮上損〕 巽〔去聲 純
 卦巽〕

卦名目之時、音相似之時者、可呼其上下體也。不可呼其字訓也。比與否相似、仍坤下坎上之比、或坤下乾上之否、可呼之。井之比非之否等、否等不可呼之、以爲迂拙也。

一 讀易可避忌諱否事

口傳曰、讀聖人之典法、無所避諱云云。殊於易難改加減、左可存故質歟。但荀陸本、蹇卦彖辭「以正邦」、是漢朝劉氏之祖高帝諱之、間以邦作國也。恒字唐家穆宗諱之、間作常字。是普避之故質也。

一 五十以前不讀易有其說哉

師御說云、王弼夜夢、鄭玄責輔嗣曰「君年少、何輕穿鑿易乎」。有忿色。弼心生畏惡、小時遇癘疫而卒。見天地瑞祥志云云。王弼卒時、年廿四歲也。少年見易、聊有其憚歟。

但商瞿者孔子弟子。孔子卒時，商瞿年四十四歲也。若言五十以前不可讀易者，商瞿亦何人哉。論語皇侃疏，孔子自幼少讀易云。早年讀易，雖有先規，當時初學之輩，屢可思慮慎密歟。有子細之書也云云。

世人多以論語「加我數年，五十而讀易者，可有大過」之義，畏五十已前之讀易。於理甚不可。又孔子晚而好易云云，仍以爲晚年之學疏釋之，以爲四十七歲時詞。但授，史記孔子世家，在七十已後之事也已。王即說以爲，自幼誦易，亦何讀易之速哉。不在禁內。

一 易學傳授生自何來哉

孔子黜八索，以贊易道，以授商瞿子木。子木傳授魯橋子庸庇（庇子庸）。庇授江東醉臂子弓。子弓授燕周醜子家。子家授東武孫虞子乘。子乘授齊田何子莊（莊）。子莊授東武王同子中，及洛陽周王孫·梁人丁寬子襄·齊伏生等。王同授菑川楊何叔元。叔元傳京房。京房傳梁丘賀。丘賀授子臨。子臨授王駿。又丁寬授高相并田王孫。王孫授施雠（雠）·長卿·孟喜·梁丘賀長翁·楊雄子雲等。孟喜授蓋寬饒·焦延壽等。延壽又授京房。延壽常曰「得我術以亡身者京生（主）也」。

田何秦時博士也。以治卜筮兌難。易亦以爲卜筮書，不焚得存。唯說卦三篇，後河內女子得之。隙初（讀）所校讎（讎）易傳。淮南九師，道州琮（訓）除（）復重，定著十二篇。淮南王聘善爲易者九人，從之採獲故中書。署曰淮南九師書。又古五子書，除復重，定者十八篇。分六十四卦著之曰辰。故號之五子之書。

施雠授張禹，張禹授彭宣。又孟喜授白先（白光子）·趙賓·翟牧（翟牧子兄·趙賓）等。梁丘賀先從京房受易，後從田王孫遊學，以授子臨（子洞洞臨）。子臨始從施雠以學易，後受梁丘賀易。

漢末有費直長翁，易不立於學官，以授鄭衆·馬融·王弼等。馬融以授鄭玄。又王弼授韓康伯。魏代王肅·王弼之易列於國學。齊代唯傳鄭玄易。隋代王氏注盛行於世。鄭氏易浸微，至唐孫（殆）絕。今所傳易，大抵皆絕失。歸藏之術，漢初已亡。

宋興初有希(布イ)夷先生陳搏以傳、微暉興廢跡、以授犁放。犁放以授李漑・許堅・穆脩。堅以授本(李イ)處幼、處幼授范諤昌、諤昌授劉牧、劉牧授吳秘・黃黎獻等。黎獻近作略例、以弘世(行于世)。脩授李才(李之才)・周敦實茂才等。程顥伯淳・程頤正叔兄弟從周氏以受易。張載子厚・邵雍堯夫從本(李イ)氏以受易。邵雍以授子伯溫・丘穎・朱震・司馬光等。光授牛師德。德授子田純。又丘穎授鄭東(東)卿。東卿者鄭玄之裔。光者司馬談之胤也。談昔從田何以受易。玄從馬融以受易。

元慶二年戊戌之年也。至明應四年乙卯、已得六百十八年也。(日本易學傳授)本朝(陽成院御代)元慶二年(我朝五十七代陽成院之御代、戊年也。當唐十九代僖宗乾符四年戊戌)、大唐易學博士駱漢中來留易說、至今殆三百年。留者吉備公以十三經奉授高野姬天皇也。愛成傳其說、奉授寬平天子、加減爛脫。說者中起之。

唐蘇州司戶郭京以王弼・韓康伯兩師手寫注、定傳授真本、授寫之、利(刊)改今易一百三處、作舉正三卷。宋興、洪邁於福州道藏中看書之次、求得其本、以弘於世。晁公武所進易解、多引用其說。是罕有世。今取其最良要處二十件、以傳之。秘中之眞秘也。相傳其說、以爲爛脫加減之說、左叶經義大意。其餘兩說等、上古來漏脫、正義之前、以口訣先儒相傳、發明大義。後與正義之有異同。故先達異義紛諸(緒)。

上古易筮術、細細用之。至今者頗中絕。適有中興之道、深秘若亡。眞言・陰陽・算家・紀傳・明經共有之。長保四年(長保四年者壬寅也。六十六代一條院御代也。自壬丑至明應四年乙卯、已得四百九十四年也)十一月十四日、匡衡以易筮募身、勞以被申子息昇進所望。其先維時卿傳易。又都良香讀傳易說。或說唐陸龜蒙來、傳易於本朝、聖廟習傳此術給。

眞言流者、一行阿闍梨授玆疊和尚。玆疊授弘法。弘法歸朝之後、授貞觀寺僧正。僧正教修理大夫臣(巨イ)見、又清行。清行以授日藏上人。日藏上人授小野僧正。僧正授小野少僧正。少僧正授遍智院僧都。僧都授仁親。仁親授心也。今之易中興、多出自此。信西從心也、受易筮以季親。

古者清行者、受駱漢中等之說。清行以此術教三人。所謂曰藏・淨藏・文(天イ)江也。

宿曜相傳者、淨藏授法藏。法藏授接安。接安授仁祚。仁祚授忠允。忠允授彦祚。彦祚授文贊。文贊授懷尊・尋實等。

算家相傳者、文江授茂明。茂明授雅賴。雅賴授爲長。爲長(長爲イ)授爲康。爲康授行康。

明經相傳者、其相傳祖承、各見家系譜也。有其人、必可傳之、不可不傳。無其人、必可深韜。若強傳之、師資受害。

一 讀書說〔第一二三四五六七八九已上、八卷有說〕

內題說 周易上經乾傳第一

奧題說 義大 器禪

(天文十四乙巳夷則上七傳易之後書之 □□□□□印)

附篇三 周易命期略秘傳（解題）

「國書總目録」によれば、

周易命期略秘傳 三卷一冊 別 周易圖略 類 占卜

写 慶大（室町末期写 二部）

写 大東急（室町末期写 慶長補写）

写 天理（卷三 卜部兼右写 周易抄と合三冊）

写 天理吉田（江戸初期写）

とあつて、現在では四種類の写本が伝えられていることが分かるが、「広大本」が著録されていないこと、先の「周易要事記」の場合と同様である。そしてこれまたやはり阿部隆一氏「慶応義塾図書館新収善本解題」（「慶応義塾図書館月報」第17号 一九五六年 「阿部隆一遺稿集 第二巻」所収）にすでに次のような解題が有るので、これを紹介したい。

周易命期略秘傳 （室町末）写 半一冊

二三葉。每半葉一二行、各行二一字、注文小字双行。朱筆を以て句点、朱引を施し、所々墨筆を以て訓点を下してある。全文漢文。命期経等を基にし、易筮、陰陽道、密教を合雜して作成した占筮術の書である。かうした類は室町時代にかなり流行した。

さて「広大本」では二七葉。毎半葉一〇行、各行一七字の部分と、図表の部分の毎半葉二二行の一四葉から成っている。注文が小字双行であること、全文漢文であること、「慶大本」と同様である。内容の紹介については、標目を摘録することによってこれに代えたい。「」内は双行小字の割注、（ ）内は筆者の補足説明である。

推御軌積年法

御軌立成「十五元四百八十年而一周終而更始」

合軌卦體一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五

(以下は図表三葉。表の最後に「英法師李淳風等命期經無此立成。今依唐開成錄著之」という注記が有る。)

合軌爻值事之立成(以下は図表一一葉)

軌爻配月法

陰陽爻得位失位法

陰陽得位失位數法

配律呂七均法

律呂七均數

軌限盈縮法「不盈五十六已下者、以九乘、以六除」

推帝王命期法「凡人可通用」

推帝王命期甲子吉凶法「凡人可準」

推帝王即位法

推帝王興衰法

周易命期秘傳

軌數之事

また巻首の一葉は双行小字で、論盈縮法、周易命期運數事、推軌數術、推命限術、勘申、卦遇謙豫、推御軌數、推御軌數術、推御命限術、明季戊申、周易命期運數事、推軌數術といった標目の下に記述が見られ、続く第二葉では金石絲竹匏玉草木、十二支異名、十干異名といった記述が有る。これらはおそらく増補の部分であろう。本来は巻末に有ったものが、冒頭に誤って冠せられたものようである。

廣島大學藏舊鈔本【周易正義】攷附校勘記

野間 文史

廣島大學藏有天文十二年（1543）抄寫的舊鈔本【周易正義】十四卷（以下略稱爲「廣大本」）。本稿是考察這部鈔本屬於何系統的。

第一章介紹「廣大本」是十四卷的「單疏本」、是以唐代以來的形態傳下來的。

第二章言及「廣大本」以外傳存的舊鈔本【周易正義】。

第三章介紹使用這些舊鈔本補正阮元【校勘記】的先輩諸說。

第四章把這些先輩業績作爲綫索、檢討了「廣大本」的內容。

第1節按照「廣大本」跟「南宋單疏刊本」不同之處、論述了「廣大本」不是從「南宋單疏刊本」抄寫的重寫本、而是屬於更舊的系統。

第2節證實了「廣大本」注記的「印本」不是「南宋單疏刊本」而是「八行本」。

第3節提及在日本傳存的最古舊鈔本「金澤文庫舊藏周易正義」是抄寫「南宋單疏刊本」這種一般的說法、並論證了這部舊鈔本有從「北宋刊本」抄寫的可能性。

第4節作爲參考、介紹了吉川幸次郎先生的關於李唐傳鈔本禮記正義殘卷的論文。吉川先生在這部論文裏、證明了唐鈔本和宋刊本之間有相當大的距離。

第5節應用吉川氏先生的學說、舉例證實了「廣大本」保存着宋代以來修改以前的陳舊本文。

第6節證明了「廣大本」的「標起止」留有比「南宋單疏刊本」更陳舊的形態。根據以上的考察結果、筆者提出了「廣大本」是屬於李唐鈔本之系統的這種假說。

附篇一 廣大本周易正義校勘記

附篇二 周易要事記（解題・本文）

附篇三 周易命期秘傳略（解題）

平成7年12月10日印刷
(非売品)
平成7年12月20日発行

編集兼発行者 **広島大学文学部**
東広島市鏡山一丁目2番3号

印刷者 **株式会社 ニシキプリント**
広島市西区商工センター7丁目5番33号